メディア展望

毎月1回1日発行
1963年1月1日
新聞通信調査会報
として発刊

4-2012

発行所
公益財団法人
新聞通信調査会
電話 03(3593)1081
http://www.chosakai.gr.jp/

企業責任の闇を照らさぬ事故調査報告

悪化するメディアのうのみ・尻馬症候群

塩谷喜雄
（科学ジャーナリスト、元日本経済新聞論説委員）

事故から1年たっても、私の老化した脳には黒いしみが張り付いて離れず、いまだに拡大し続けている。それは2011年3月11日から同21日までの11日間に、東京電力福島第1原子力発電所で一体何が起きたのか、という素朴な疑問である。

福島第1原発からの放射性物質の大量放出には、二つのピークがある。3月15日と21日である。隣接する4基の原発が連続して致命的に損壊するという、世界に類例のない「過酷事故」は、いかなる事象が招いた「結末」なのか。3・11の地震と津波から21日までの11日間、未曽有の原発事故の本質はここに凝縮している。

全ての発端は、想定外の大津波による「全電源の喪失」だと、多くの人が何となく思い込んでいる。しかし、それは刑事被告人になる可能が高い責任企業、東京電力がずっと主張している「説」で、公的なあるいは客観的な検証を受けたものではない。

緊急系に未習熟の東電

運転中の原子炉3基の炉心が溶融・落下し、いまだに大量の核物質が行方不明という空前の巨大事故は、地震・津波という自然災害から、どういうプロセスで深刻化していったのか。原子力エネルギーの今後を考え、国民が政策を選択する上で最も重要な事実が、ずっと闇に閉じ込められたままだ。事故から1年たっても私たちは何も知らされていない。

監督官庁である経済産業省は、事実をどれほど掌握しているのだろうか。原子力安全・保安院が、東電の発表をおうむ返しに語るだけの機関であることは、誰の目にも明らかで、原子力安全委員会も、自ら事故の概要を把握しようとして動いた形跡はない。

昨年12月から今年2月までの間に、三つの組織

目　次（4月号）

企業責任の闇を照らさぬ原発事故調査報告…塩谷　喜雄…1
停滞から覚醒できない日本…KK共同国際情報センター…6
靖国A級合祀の取材秘話…三ケ野大典…7
グリコ事件と朝日新聞襲撃は同一犯（下）…井内　康文…10
解散含みの消費税政局…高橋　正光…14
日記で読む昭和史（10）…国分　俊英…26
特派員リレー報告④リオデジャネイロ…遠藤　幹宜…28
マスメディア関連の裁判を見る（56）…佐藤　英雄…31
【メディア談話室】
ソーシャルメディアと報道…藤田　博司…20
【プレスウオッチング】
「自民・改憲案」と「秘密保全法案」…池田　龍夫…22
【放送時評】
詰めに甘さの「運命の人」…音　好宏…24
【海外情報】
①中国で無料メトロ紙発行相次ぐ…木原　正博…19
②米国人の91％がネット検索…金山　勉…27
書評『新聞統合』…有山　輝雄…34
編集後記・読者の声…35
調査会だより…36

が福島第1原発事故の調査報告を発表している。12月2日に東電が、同26日に政府の事故調査・検証委員会が、それぞれ中間報告を発表した。今年2月28日には、民間で立ち上げた独立検証委員会が調査・検証報告書をまとめた。

三つの中で、「福島第1原発の11日間」に最も迫っているのは、政府の事故調査・検証委員会の中間報告である。なぜなら、それまでほぼ完璧に封印されてきた東京電力の不手際、事故対応の過誤を幾つか明確に指摘しているからだ。

1号機ではポンプ無しに動く冷却システムの「非常用復水器＝IC」の弁が閉じて動いていないことに運転員も運転管理者もずっと気付いていなかったことや、2号機では高圧注水系を運転管理者の一存でいったん停止したため、再駆動ができなくなったことなどが具体的に書かれている。

緊急システムの運用に運転者も管理者も習熟しておらず、東電が事故対応を誤ったことの一端が、ようやく明らかになった。それらが炉心溶融や水素爆発の主たる原因であるかどうかの検証は、今後もっと強力な権限を持った機関による調査が必要だろう。

東京電力福島第1原発の（手前から）4～1号機。3、4号機は今も無残な姿＝2月26日、共同通信社ヘリから

ただ、この中間報告で「想定外の津波による想定外の全電源喪失が、事故の全て」であるかのような言説が、事実からかなり離れていることははっきりした。ことさらにそれを強調するのは、ある種の意図を含んだキャンペーンであることも、世間に知れ渡ったはずだった。しかし、メディアの多くは東電の不手際にはいたく寛大で、ベントや海水注入に関する東電と官邸のやりとりなどというところに焦点を当てた報道が目に付いた。

民間事故調の報告書は、そうしたメディアの路線にかなり近い。東電が調査への協力を拒んだとして、「福島第1の11日間」にはあまり肉薄していない。一方、官邸の細部への過剰介入など、政治家やスタッフへのインタビューを重ねて、「官邸の11日間」には相当突っ込んでいる。

日本の統治機構、政治のシステムには、知恵と組織力を短時間に集約して、リスクを回避・低減する仕組みはもともと存在しない。今回のドタバタから見えてくるのは「覚悟なき政治の貧寒とした風景」だけである。まだ進行中の原発4基の危機を解決するヒントは官邸ではなく、福島第1原発サイトの11日間にある。

テレビのニュースやワイドショーが政治家の放言や不見識を責めるのは、一番楽な「仕事したふり」である。それが現場、福島第1原発サイトでの真実を隠蔽するのに一役買っているという自覚はないらしい。

胡乱な「津波原因説」

原子力損害賠償法は原子力事故の損害賠償責任について、二つの原則を定めている。

第一は責任の集中である。原子力事故の賠償責任は、全て事業者に帰するというものだ。安全審査をした国、運転状況を監視していた自治体、原発サイトの工事をしたゼネコン、プラントを製造・納入したメーカー、それらに問題があったとしても、責任は事業者（福島第1原発では東電）が一身に負う。第二は無過失・無限の責任という原則だ。東電の運転・管理に何の過失がなくても、発生した被害は全部賠償せよ、たとえ会社がつぶれても全額払え、ということである。

東電が免責される唯一のケースが、「異常に巨大な天災地変か動乱」だと、原陪法には書いてある。事故原因を全て「想定外の巨大な津波による全電源喪失」に帰すことができれば、東電が重い企業責任から逃れることが可能になる。事故直後から、何の検証も経ずに、津波原因説が世を覆っていたことに、胡乱なものを感じるのは私だけだろうか。それだけに、福島第1の11日間の真実が

とてつもなく重要になる。

いささか逆説的だが、私は福島第1の11日間をうかがい知る絶好の材料が東電自身の中間報告にあるのではないかと思っている。事件の第一容疑者が自分で事件を捜査してみせるという奇怪な報告書だが、東電が封印したい事柄、避けたい事実が、そこから見えてくるのではないだろうか。

反省ゼロの東電報告書

東電は昨年12月2日に事故調査の中間報告を発表した。数字と専門用語が並ぶ。事故原因の機微に触れる部分（例えば原発サイトを襲った津波の高さなど）は、世間の常識とは少し離れた、奇妙な計算がされている。いまだに8万人の人に避難という理不尽な不幸を強いている大事故の当事者企業の事故報告に「責任」という言葉が一つも出てこない。もちろん反省なんてゼロである。

世間の常識と離れている部分と、専門用語を多用して難解な部分をじっくり分析すると、東電の隠された意図が見えてきそうだ。

東京電力福島第1原発の無残な3号機＝3月11日、共同通信社ヘリから

東電中間報告の骨子は以下の通り。

①地震の揺れは耐震設計の基準が想定している範囲内で、十分な対策を取っていたので地震では何も壊れていない②津波は国の安全指針に沿って想定した高さをはるかに超え、国の指導に従って施した津波対策も役に立たず、非常用の電源を全て奪われ、冷却機能が喪失して大事故へとつながった③過去の貞観（じょうがん）大地震・津波や、文科省・地震調査委員会から指摘されてきた福島第1原発を襲うかもしれない大地震と大津波のリスクは、数値モデル化されたものではないので、耐震基準などに採用することはできなかった④今回の3・11の地震は、学者や学界が指摘していた貞観地震などと全く同じものではないので、度重なる指摘を受け入れず、備えもしなかったわれわれ東電に企業としての落ち度はない。

この骨子をさらに分かりやすく要約すると、こうなる。「とっても大きな津波が来て、みんな壊れちゃった。放射能をたくさんばらまいてしまったけれど、言いつけどおりに頑張ったぼくは、ちっともわるくないもん……」

女川、福島第2と徹底比較を

3・11で地震と津波に襲われた原発は、福島第1だけではない。青森県の東通原発（東北電力）、宮城県の女川原発（東北電力）、福島第1のすぐ南にある福島第2原発（東京電力）、茨木県の東海第2原発（日本原電）も、それぞれ被災している。もちろん、9カ月たっても収束しない悲惨な大事故を起こしたのは、福島第1だけである。他の原発は危うい場面もあったというが、結果として炉心溶融も放射性物質の大量放出もなく、冷温停止している。

何が明暗を分けたのか。大地震と大津波という自然災害を同時に受けた原発群の中で、福島第1だけが手ひどく壊れて大災害を引き起こしたのはなぜか。真実に迫るには、まず他の被災原発と福島第1との徹底比較が近道だろう。

被災した原発の中で、震源からの距離や海岸線の地形から、福島第1と同等かそれ以上の地震の揺れと高い津波に遭遇したと考えられるのは、東北電力女川原発と福島第2原発である。3原発を徹底比較すると、3・11からの11日間に、福島第1で起きた出来事のおぼろげな輪郭が見えてくる。

大震災の震源からの距離126キロの女川原発は小さな火災は起こしたものの、地震と津波に遭遇した後、速やかに冷温停止している。ここの原発サイトは、津波で壊滅的な打撃を受けた地元女川の被災住民の避難所にもなっていた。福島第1はいまだに炉心燃料の行方も、どんな状態で存在しているかも皆目分からず、大量の放射性物質を遠くまでばらまいた。結果を比べれば、3・11以来の女川と福島第1は、地域住民にとってはまさし

く天国と地獄の差がある。

福島第2原発は、遭遇した地震動も津波も福島第1原発と大差ないと考えるのが常識であろう。大震災の震源からの距離は福島第1が180キロ、福島第2は185キロである。果たしてわずか5キロの差が、原子炉も核燃料プールも原子炉建屋もみんな壊れた福島第1と、冷温停止して周辺環境を汚染していない福島第2の違いを生むだろうか。

三つの原発を襲った地震の揺れ、津波の高さを、数字で具体的に比較してみよう。東電の中間報告では、福島第1を襲った地震の揺れは重力加速度にして最大550ガル、津波は高さ13メートル、福島第2は、地震の揺れが305ガルで、津波の高さは9メートルとしている。東北電力は女川原発に到達した地震の揺れは567・5ガル、津波の高さは13メートルだと4月7日に公表している。

震源からの距離が5キロしか違わないのに、福島第1は福島第2に比べて、揺れの強さが8割増しで、津波は4メートルも高い。数字上の比較では福島第1は、震源に50キロ以上も近い女川原発とほぼ同等の揺れと津波に襲われたことになる。

きなくさい第1と第2の大差

地震の揺れや津波の高さは、震源、波源からの距離と密接に関係する。一般的には近いほど強く高い。もちろん、海底や陸上の地形、地下の地質構造などで、地震動も津波も伝播（でんぱ）の仕方が違ってくることが知られている。単純に距離だけで決まるわけではないのも確かだが、福島第1と第2のあまりの差がどうも気に掛かる。というより、この数字、どこかきなくさい。

原発ごとに設計上、想定・考慮すべき最大の地震動が決められている。「基準地震動Ss」である。これは軟弱な表土層の揺れではない。原子炉を据え付けてある地下の岩盤の揺れ具合、それも、上に余分な物が載っていないと仮想した「解放基盤面上」の地震動を想定した基準値である。

基準地震動Ssは、その原発がどれくらいの揺れに耐えられるように造ってあるかという、地震への備えの強固さ、耐震性の目安でもある。福島第1と第2の基準地震動Ssは共に600ガル、女川は580ガルである。3原発とも、大甘もいいところの小さ過ぎる基準地震動Ssの設定だが、これ以下の地震動では原子炉はびくともしない建前になっている。

原子炉本体を襲った実際の揺れの強さは、「基礎版上」に置かれた地震計の実測値から割り出す。基礎版とは、原子炉建屋の一番下の底板、固い岩盤のすぐ上に置かれた基板を指す。ここの揺れは解放基盤上の揺れに近く、基準地震動Ssと比較しやすい。

原子炉建屋に限らず、構造物の揺れは一般に上部に行くほどさまざまなモーメントが加わり、大きくなる。高層マンションでも上の階ほど大きく揺れる。実際に3・11で、女川原発1号機5階にある燃料取り替え床の地震計は1303ガルを記録、屋上は2000ガルという計測限界値を超え、地震計が振り切れてしまった。

その女川1号機の地下2階、基礎版上では567・5ガルが記録され、東北電力はこれを基準地震動Ssと比較すべき数値、女川原発に到達した3・11地震動の最大重力加速度としている。

三つの原発の揺れを比較するなら、基礎版上のデータの条件がそろわなくてはならない。福島第2の305ガルは、1号機地下2階の地震計記録で、基礎版上のデータと考えられる。ところが東電は福島第1の最大地震動として、2号機地下1階の地震計データ、550ガルを採用している。基礎版は地下2階にある。なぜ1階上の、基礎版上の記録よりは揺れが大きめに出る地震計のデータを持ってきたのだろうか不可解だ。

津波の高さは福島第1が13メートル、第2が9メートルと東電報告は言う。しかし、これは実測値ではない。インバージョン解析という、バーチャルな仮想条件を下にはじき出した「推定値」である。事故から9カ月もたって、事故の最大にして唯一の原因と主張する津波の高さを、パラメーター（変数）のさじ加減で恣意（しい）的に操作できる模擬試算などで出してくる神経を疑う。

津波の波源からの距離が5キロしか違わない福島第1と福島第2で津波の高さが4メートルも違う矛盾は、東電自身が百も承知なようだ。その理由を「波の重なり具合」などという根拠のない推定で、ごまかしているのは少し見苦しい。

眼前の海に設置されていた験潮所の実測データはどこにいったのだろうか。女川原発では事故から1カ月もたたない4月7日に、験潮所の実測データとして、津波の高さ13㍍を発表している。東電によるデータ隠しの闇の深さを、東電が作った中間報告が証明している。

1号機は地震の一撃で大打撃か

福島第1については地震動に限らず、あらゆる問題で、客観的に検証可能なデータがほとんど表に出てこない。都合の悪い事実を幾つか握りつぶすだけの〝小悪党的保身〟の隠蔽とは様相が大きく異なる。権力機構が自ら描いたシナリオの方に事実を強引にねじ曲げ、符合させていくように映る。政府、国会、民間を問わず、事故調査の本来の意味は、そこを白日の下にさらすことだ。

福島第1で爆発・破損事故を起こした1～4号機は皆、1970年代に運転開始した老朽原発だ。1号機が71年、2号機は74年、3号機は76年、4号機は78年である。この「オールド・セブンティーズ・カルテット」が過酷事故のそろい踏みを披露した、という老朽原発のリスクについても、踏み込んだ事故調査が必要なはずだ。

合計出力840万㌔、東電の柏崎・刈羽原発は世界最大の原発基地である。これを抱える新潟県の泉田裕彦知事は、「福島第1原発では、地震の揺れの一撃でかなりの機器、システムが破損したと、関係者から聞いている」と、11年7月に日本記者クラブでの講演で話した。

同じ東電の原発ということで、関連業者、作業者は福島と柏崎を頻繁に行き来している。そうした関係者から聞いた話として、泉田知事が披露したのは、「福島第1の、特に1号機は3・11に、最初に来た地震の揺れで大きく壊れ、早い段階で燃料の溶融落下が始まった」という情報だった。

地震の襲来からほぼ24時間後の3月12日の午後2時には、経産省の原子力安全・保安院の中村幸一郎審議官が記者会見で「1号機は炉心溶融している可能性がある」と認めている。ところが中村審議官はそれ以来テレビには登場せず、急きょ会見役が代わった。泉田知事の講演の他にも、福島第1原発は津波の前の地震の一撃で大打撃を受けた可能性を指摘する専門家は多い。

東電が外部電源の復旧工事に着手したのは3月16日である。電源喪失から5日もたってから、東北電力の高圧線から電気を引く工事を始めた。津波による全電源の喪失が唯一の事故原因なら、何をおいても外部から電気を引っ張る工事を優先させるべきだろう。しかも、東電は電線の敷設を本業とする企業で、そのプロをゴマンと抱えている。なのに、1～4号機が全て爆発、破損し、大量の放射性物質を周辺にばらまいた後になって、炉心冷却用の電源復旧工事を開始したのは、不可解というより相当に怪しい。だが、それを指摘したメディアはない。

東電が外部電源の復旧を急がなかった理由として考えられるのは、たった一つ。電源が復活しても、それを使って動かすべき冷却システム、給水・注水ポンプ、水を循環させる配管、それらを制御する弁などが地震で破断、損壊していて動かないことだ。電気で動かす対象が修復不能なほど壊れていれば、電源復旧を急いでも意味はない。

〝おから原発〟の過酷事故

ここで思い出すのは、08年に起きた中国の四川大地震である。多数の児童・生徒が崩落する校舎の下敷きになって、圧死した。建築業者と地方の行政権力、政治権力が結託して、強度不足の手抜き建造物が学校として次に建てられた。「おから建築」と呼び、その不安を指摘する声は一部にあったが、当局はそれを握りつぶした。賄賂と不正がまかり通った結果の手抜き建築だという住民の訴えを権力は鼻先でせせら笑ったと、被災住民は西側の報道陣に口々に訴えた。

四川大地震で崩壊した校舎からは、砂利や鉄筋の代わりに木くずや紙くずが詰まったコンクリートが見つかっている。日干しレンガやしっくいでできた耐震性を欠く民家と同じように、学校の校舎が各地で文字通りおからで造ったかのごとくつぶれた。住民の怒りは、業者の手抜きを黙認した地方権力に向かっていった。それが中央政府に向かうことを党中央が警戒したのは当然の成り行きで、温家宝首相がすぐに現地に飛んだ。

（36㌻に続きます）

停滞から覚醒できない日本
大震災1周年を見つめる海外報道

1万9000人余の死者・行方不明を出した東日本大震災から1年。世界の主要メディアは1周年関連のニュースをストレート記事、ルポ、評論、写真などで大きく取り上げた。昨年3月11日の発生当時、未曽有の災害の中でも秩序と規律を保つ日本人への称賛が目立った海外の報道だったが、その後の復興への歩みを世界はどう見てきたのだろうか。チェルノブイリ以降では最悪となった福島第1原発の状況は、世界の目にどう映ってきたのだろうか、KK共同発行の「海外論説速報」などを基に1周年報道の特徴を紹介する。

第一に挙げられるのは、「よろめき続ける日本」（米紙ニューヨーク・タイムズ）という言葉に象徴されるように、復興への歩みが遅く、難問を抱えたまま明るい展望を見いだせないでいる日本の苦悩が焦点になっている点である。3月9日付の同紙（電子版）は「日本は依然、壊滅的な震災と津波、原発危機と放射能漏出のためによろめき続けている」と指摘。野田首相は原発事故の収束を宣言したが「福島の多くの人々にとっては、危機が終わったどころではない」との見方を示した。

中国の人民日報系列紙、環球時報（3月13日）は「日本は一定の回復能力を示したが、放射能汚染地区住民の安全確保や土壌汚染など、幾重もの困難に直面し、災害支援と復興の推進は緩慢なものとなった」と指摘。新華社の特集記事（3月10日）も「再建の道は長く、復興の道は険しく、かつ阻まれている」と予測した。

日本が大震災という悲劇を経ても停滞から覚醒できないでいると厳しく指摘したのは3月10日付米紙ワシントン・ポスト（電子版）の寄稿記事。「（この1年）日本の将来展望がほとんど変わらなかったのは、何とも意気消沈させるものである。日本はこの大災害で、それまでの沈滞状態からきっぱりと目覚めるべきだったのに、停滞はひどくなっている」と指摘。これまで幾多の自然災害を乗り越え復興を成し遂げてきた日本だが、今回は20年も続いた停滞からの脱出の好機を生かせず、もがき続けていると分析した。記事では特に、東北の人々への同情や支援は当初、「絆」という言葉で表現されていたが、放射性物質の問題がクローズアップされる中で絆の精神は色あせていき、がれきの受け入れまで拒否している、と嘆いた。

英紙デーリー・テレグラフ（3月12日）は、復興が進まない原因として「政府の省庁間での意思伝達の欠如」「官僚たちによる震災復興のためのマスタープラン策定の遅れ」を挙げている。

第二の特徴として挙げられるのは、特に原発事故に関して、日本の悲劇から教訓をくみ取り、他山の石にすべきだとの主張である。韓国日報（3月12日）は「福島第1原発事故は決して自然災害でもなく、人ごとでもない。原発の安全性に対する警戒心を一層高め、国民みんながエネルギーの開発と利用に対する認識を切り替えなければならない」と強調した。

原発大国フランスの新聞ルモンド（3月10日）も、福島の事故は「原発についての透明性強化と原子炉の安全性強化を導き出し、西側諸国は自らを省みる鏡を突き付けられた」と指摘した。タイのバンコク・ポスト（3月11日）は、原発事故で「日本人がうまくやれないのに一体誰がやれるのか」という一般的感覚があると述べ、原子力産業がどんな想定外の自然災害が起きても失敗はしないという安全措置を生み出さない限り「世界は原子力に背を向けた方がいい」と主張した。

第三の特徴は、震災発生当初に見られた日本への称賛が少なくなった点である。1年前には「危機に直面して、食料配給の列に整然と並ぶことができるのは日本人だけであり、冷静かつ威厳を持ってプレッシャーに耐える能力を持っている」（2011年3月21日付シンガポール紙ストレーツ・タイムズ）とか、「飲み物や生活必需品を求め、何百人もが行列に並んだ。スーパーでも略奪する姿はどこにもない。混乱の中でも秩序と規律が守られている」（同3月15日付のドイツ紙フランクフルター・ルントシャウ）と苦境下でも品位を保つ日本への称賛が目立っていた。

称賛が減った背景には、復興の遅れで、日本への期待値が下がったことが関係しているとみられる。

（KK共同通信社国際情報センター）

正攻法の取材で得たスクープ

今も尾を引く靖国A級戦犯合祀

三ケ野大典（共同通信社社友）

極東国際軍事裁判（東京裁判）で連合軍が東条英機元首相ら7人のA級戦犯者を絞首刑にしたのは、昭和23（1948）年12月23日である。皇太子（現天皇）の誕生日を選んで行われた処刑はひそかに執行され、遺灰は東京湾にまき散らされたという話も伝わった。

全てが勝者による厳しい見せしめ的な行為だったが、日本人の多くは当時、これを当然のように受け止めていた。処刑された7人のほか、獄死したり未決のまま病死したりした計14人のA級戦犯者の靖国神社への合祀（ごうし）問題を初めて取材したのは昭和43年ごろだった。

戦跡地の遺骨収集や慰霊巡拝が盛んになり、靖国神社周辺も一段とにぎやかになった頃である。私は社会部で慰霊関係の取材に関わっていた。BC級戦犯処刑者が次々と靖国神社に合祀される中で、A級者の取り扱いも検討されているらしい、との情報を耳に挟んだ。BC級戦犯が各国の軍事裁判で「通例の戦争犯罪」に問われたのに対し、A級戦犯は東京裁判で戦争責任を問われた。

靖国神社に出掛けたところ「いずれ考えねばなりませんが、A級の問題は国民感情も考えないとできません。いずれにしても時期尚早だと思います」とのことだった。「懸案事項だな」と自分に言い聞かせながらその後、職場が替わるなどでほぼ十年が過ぎてしまった。

戦死、戦没者をまつる靖国神社は明治2年6月に明治天皇が建てた東京招魂社が起源である。国のために死亡した人々の霊を慰め、その遺志を長く記念するための神社として設立された。初期の祭神は戊辰戦争の戦死者と明治維新前後に国事に殉じた志士たちで、全て官軍側に限られていた。会津の白虎隊や西南の役の西郷隆盛らは有名人ながら、賊軍として除外されている。

明治12年に別格官幣社として神社の仲間入りをし、創設の由来から管理は主として陸・海軍省に委ねられた。戦後は宗教法人として再出発し、独自の財政で運営している。これまでの合祀者は明治維新時の関係者約2万人を含め西南の役、日清、日露戦争、第1次世界大戦、満州事変、支那事変、大東亜戦争と計246万余柱がまつられてきた。

誰を合祀するかについて戦前は天皇に決定権があったが、戦後は靖国神社が独自に決めてきた。合祀の手続きは政府から神社側に合祀すべき人々の名簿、祭神名票が送られることから始まり、神社で名簿を作成。重要な合祀事項の場合は崇敬者総代会に諮って決定するのが規則になっている。

「おかげさまでやっと…」

A級戦犯合祀取材に転機が来たのは昭和54年4月である。そのころ首相の靖国神社参拝が自民党で進めている靖国神社法案と絡んで、政教分離の原則から外れるのではないかと問題になり、参拝は〝私人〟か、〝公人〟としてかとマスコミに突き上げられていた。

編集委員として当時、この問題を追っていた私の耳に忘れかけていた合祀のかすかなうわさが飛び込んできた。考えてみればA級者の処刑から既に仏教でいう三十三回忌も近づいている。「何らかの動きがあってもおかしくない」。そう思いながら二、三当たったが手応えは乏しかった。

直接遺族に当たってみることにして4月17日、日本遺族会事務局長の板垣正氏を訪ねた。板垣氏は東京裁判で刑死したA級戦犯の一人、板垣征四郎元陸軍大将の息子である。元陸軍少尉でシベリア抑留後、昭和25年に帰国し、32年から遺族会の仕事を続けていた。

まともな質問を避け、首相の靖国神社参拝の是非論から入った。板垣氏は雄弁に自説を展開し

た。一段落した後、「ところでお父様の件はどうなったのですか」と聞いた。「ええ、おかげさまでやっと……」。そこまで言いかけると彼は「いや。あれは……」と慌てて後の言葉をのみ込んでしまった。先ほどの雄弁さは全くなくなっていた。「東条さんや他のご遺族の方々はどうしているのですかねぇ」との問い掛けにも言葉を濁し、やたらとたばこを吸うばかりだった。

（ああ、合祀はあったな）。これだけで感触は十分だった。

極東国際軍事裁判の法廷に座るA級戦犯たち。前列左は東条英機元首相、後列左は平沼騏一郎元首相（昭和21年5月21日、ACME＝共同）

「昭和殉難者」

翌18日、靖国神社に行き藤田勝重権宮司に会った。歴代首相の靖国参拝の様子を聞いた後、「ところでA級戦犯者の合祀はいつ行われたのですか」と、ずばり切り込んだ。権宮司は一瞬驚いたように背筋を伸ばした。短い沈黙の後「ご存じだったのですか……。実は昨年10月17日に行ったのです」と意外にすらすらと答えてくれた。合祀はちょうど半年前だった。

「別に隠していたわけではありません。合祀の件は公表することではないので、ご遺族の方々にお伝えしただけです。もちろん東条さんたちに対していろいろ批判もあるでしょうが、合祀に踏み切ったのです」というのが神社側の説明だった。

「新聞はまたいろいろと書き立てるのですか」と権宮司はちょっと不安そうだった。「いえ、合祀の事実は戦後史の記録としても当然正確に書き留めておくべきだと思うのです。神社側の真意はそのまま伝えます」。権宮司は全てを納得して刑期や死亡の年月日などを付したA級者14人の一覧表を社務所から持ってきてくれた。

14人は絞首刑になった東条英機元首相、土肥原賢二、松井石根、木村兵太郎、板垣征四郎の各元陸軍大将、武藤章元陸軍中将、広田弘毅元首相の7人の他、有罪判決後、獄中で病死した梅津美治郎元陸軍大将ら5人、未決で病死した松岡洋右元外相、永野修身元海軍元帥である。14人は「昭和殉難者」とされていた。

この名称は幕末の関係者を「維新前後殉難者」としていることを参考にしたという。軍人でない広田元首相、松岡元外相について「誰をまつり、誰をまつらないというはっきりした基準はありません。敵弾に倒れたわけではありませんが、国のため民族のために行動され、お国に一身をささげた方だったから、まつったのです」と権宮司は語った。

松平永芳宮司も会議を中座して出てきてくれた。「この合祀は私が宮司に着任して以来、懸案の事項でした。14人はA級戦犯ということでこれまで見送られてきましたが、時期を見て当然まつられるべき方々と考えていました。戦後も三十余年たち、なすべき事柄であるとの見地から踏み切ったのです。秋の例大祭（10月18日）の前日におまつり申し上げました」と語った。合祀に当たっては同神社民間崇敬者総代会（東竜太郎元東京都知事、永野重雄日商会頭ら10人で構成する合祀諮問機関）全員の同意を踏まえて神社側が決断したという。総代会は既に昭和45年6月の段階で、合意にまとまっていた。従って神社側がタイミングを図っていたことになる。

ちなみに松平宮司は幕末の福井藩主松平春嶽の孫で、終戦直後の宮内大臣、松平慶民の長男。海軍機関学校出身で戦後、陸上自衛隊に入隊した。32年間宮司を務めた筑波藤麿氏の後を受けて昭和53年7月に宮司に就任した。

合祀に賛否の声

共同はその日の夜、このスクープ記事を出稿した。だが完全なスクープにはならなかった。通常、特ダネの場合はその旨を記事に付記するなどして加盟社の注意を喚起するのだが、出稿に当たって関係部署の不注意でそれを怠ったからである。翌19日の朝刊では、共同加盟社でない朝日新聞が社会面トップに同様の記事を載せ、朝日は〝スクープ同着説〟を唱えたこともあった。もちろん東京以外では共同の記事がリードした。

朝日は18日夜、日本テレビで流れた共同のニュースを見て、それから大車輪で取材に走り回り、都内版にたたき込んだと後日分かった。

合祀のニュースは靖国神社の国家護持問題や首相の靖国参拝の私的、公的問題などで揺れる世論に一石を投じた。賛否の声はさまざまだった。各紙の論調は合祀に疑問を投げ掛けるものが多かった。要約すれば、東京裁判は勝者が敗者を裁く〝報復裁判〟とはいえ、そのことと戦争責任とはあくまでも区別すべきだ、という意見である。

靖国神社を訪問した昭和天皇。この日を最後に天皇の参拝は途絶えた＝昭和50年11月21日（共同通信社提供）

確かに大東亜戦争によって３００万人からの日本人が死に、アジアの各地を戦火に巻き込んだ責任は重い。街の声の中には「A級戦犯と兵士とは一緒に眠れない。兵士は彼らの命令で殺されたのだから」というのもあった。

だが昭和28年8月の国会では既に「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が当時の自由党、改進党、右派・左派両社会党による全会一致で採択されている。これを受けて政府は関係各国の同意を得て、死刑を免れたA級戦犯者とBC級戦犯者を全て昭和33年5月までに釈放している。

また刑死、獄死した戦犯の遺族に年金も支給された。A級戦犯者は昭和31年3月末までに、BC級は33年5月30日をもって全て釈放された。つまり、戦犯者は国内法的に復権したことになる。

靖国神社への賛否の電話は「思ったより批判の声が少なかった」（藤田権宮司）という。「大声で賛成とは言えないまでも、もう三十何年もたっており、全て恩讐（おんしゅう）のかなたに流してもよいのではないか。A級戦犯合祀がすぐ軍国主義復活につながるという批判は短絡的」という意見も多かった。各界に波紋を広げたとはいえ、合祀のニュースバリューは当初それほど大きくなく、その年の国内十大ニュースにも入らなかった。

中国の反対で重大ニュースに

合祀問題が重大ニュースになったのは、昭和60年8月15日に中曽根康弘首相が靖国神社に参拝してからである。昭和54年に合祀が明らかになってから、当時の大平正芳首相をはじめ歴代の首相が毎年参拝していたにもかかわらず、一度も抗議しなかった中国が6年後に突然、合祀問題を問題視した。

「軍国主義の害を深く受けた中日両国人民を含むアジア人民の感情を傷つける」というのが中国側の言い分だった。やがて韓国も追随し、合祀問題は外交問題に発展し、日本中を再び賛否の渦に巻き込んだ。中曽根首相は靖国参拝を取りやめ、小泉純一郎首相を除く歴代首相が今日まで靖国神社の公式参拝を中止したままである。

この間、自民党によるA級戦犯者の分祀計画も進められた。A級者だけを靖国神社から別の場所に移そうという計画だ。だが自民党幹部が一部A級戦犯合祀者の遺族に分祀を働き掛けて断られ、頓挫してしまった。「神道には本を断つ分祀という概念はありません」と神社側にも退けられた。

合祀問題が外交問題に発展してから、筆者は何度か取材される側に立たされた。「本当のニュースソースはどこなのか」「リークではなかったのか」等々である。本稿に書いた以上のものは何もありません、というのが私の答えである。

（18ページ下段に続きます）

グリコ事件と朝日新聞襲撃は同一犯（下）

刑事、公安バラバラで捜査混迷

井内康文（共同通信社社友）

グリコ事件をめぐり記者クラブ各社と大阪府警の冷戦が深刻化。各社同士も撃ち合っていた。

グリコ事件のような劇場型・情報犯罪には2対1の原則が成立すると思う。この種の犯罪の関係主体は、単純化すると①犯人②警察・被害企業③マスコミ――の三つである。警察とマスコミが組んで犯人に対抗すれば勝てる。それなのに府警は犯人とだけ情報を共有して、マスコミを排除した。敵視して邪魔な、ばい菌扱いだった。

一方で警察は〝闇取引〟を恐れて被害企業を監視。府県警の間で情報共有がなく、同一警察本部内でも刑事と公安部門のいがみ合いが続いた。

韓国大統領来日時に犯行中断

1984年9月、全斗煥（チョンドファン）韓国大統領が来日した。前号でも触れたが、来日中の3日間を挟み約50日間、グリコ事件の犯行が中断した。帰国するとすぐに森永製菓脅迫が始まった。

なぜか。全大統領は「世界で最も狙われるVIP」だった。83年10月にビルマ（現ミャンマー）を訪問したとき、爆弾による暗殺未遂事件が起きた。大統領は難を逃れたが、両国閣僚ら21人が死亡した。ビルマ政府は北朝鮮の特殊工作員2人を捕らえ、その自供から北の政府機関の犯行と断定、国交を断絶した。工作員らは兵庫県の有力在日朝鮮人が建造して北朝鮮に贈った貨物船「東建号」でビルマに乗り込んだ、とされる。

警視庁は来日の2週間前から特別総合警備本部（本部長・柴田善憲副総監）を設置した。79年の東京サミットでも会議の8日前設置というから異例のことで、警察当局の緊張ぶりがうかがえた。

全国で過激派、右翼と在日朝鮮人に対してマークが強まった。偽造の外国人登録証保持者などが次々に逮捕された。犯行グループはとばっちりで捕まるのを恐れ、厳重警備が終わるまで〝避暑出国〟したりして、おとなしくしていたと考えられる。これがグリコ犯は北朝鮮の工作員ではないか、と推理する根拠の一つである。

7月27日に日本海でイカ釣り漁船第38八千代丸が北朝鮮警備艇に銃撃され、船長が殺された。船員4人と船は北の清津港に連行された。

「北が何か妨害工作をやるのではないか」との懸念が現実になった。このころの新聞の縮刷版を読んでみると、8月7日の毎日新聞に興味深い記事があった。平壌放送が「金正日氏は唯一の後継者」と論評していた。船体と船長の遺体と4船員は23日に1950万円を払って釈放された。

「かい人21面相」の犯行準備

大阪府警と記者クラブの冷戦が深刻化する一方で、遅々としていたが捜査の進展もあった。

「山下」がタイプの文字盤を東京・神田で83年1月に購入していた。84年3月18日に江崎グリコの江崎勝久社長を誘拐する1年以上前だった。この事実は85年10月にやっと公表された。

81年に始まった義勇軍事件は83年8月の朝日新聞東京・名古屋両本社の放火未遂事件でばったり止まった。被害が軽微で詳しい報道はなかった。

84年3月7日、「江崎勝久」と名乗る男が西宮市役所で江崎一家の住民票の交付申請をした。取得理由は「運転免許用」となっていた。申請用紙を一度持ち帰り、9ポイントの活字で必要事項を印字して提出していた。「山下」の文字盤が使われた。江崎家の家族構成を確認するための準備行動と断定された。

この事実はかなり遅れて大阪府警のタイプ文書の捜査過程で判明し、共同通信が86年1月に抜いた。兵庫県警は共同通信の報道で知った。人質誘拐事件が発生すれば、捜査本部はまず被害者の戸籍や住民票を取得するが、同県警はそれまで取得

申請をした第三者がいるかどうかの捜査を怠っていた。一方で被害者の江崎社長を抱え込み、大阪府警には短時間しか事情聴取をさせなかった。

犯人たちは社長誘拐の1週間ほど前に、監禁場所の淀川沿いの水防倉庫の南京錠を新品に付け替えていた。大阪社会部のグリコ班の1人が水防倉庫近くの堤防で、ボランティアの環境監視員に出くわした。「錠前が新品に替えられていた。その事実にも触れた監視報告書を大阪府庁に提出済みだ」と言う。確認して記事にしたが、この事実は大阪府警も兵庫県警もつかんでいなかった。

各紙の報道の乱打戦は激化し、抜かれも多かった。大阪社会部の泊まり明けの早朝、東京の社会部デスクにたたき起こされた。数紙の朝刊に「犯人が江崎邸に侵入した際、夫人を脅して現金数百万円を奪った」という記事が出ているという。特落ちだ。事実なら犯行の目的・動機は単なる金目当てになる。東京は「まだ確認できないのか」とうるさい。思い余って江崎邸に電話した。夫人が出て「家にはそんな大金は置いていません」と答えてくれた。追わなかった。

誘拐、監禁の模様を語る江崎勝久社長＝84年3月21日、大阪市の江崎グリコ本社（共同通信社提供）

ハウス食品報道協定と警察の失態

険悪な関係の大阪府警と記者クラブが、一時的に仲直りしたことがあった。84年11月初めハウス食品工業に標的が移って1億円の要求が来たとき、警察庁と大阪府警に懇願されて在阪各社が公式の報道協定を結んだ。各紙も乱打戦で撃ち疲れていた。犯人の顔を早く見たい――という思惑があった。

11月14日夜、ハウス食品事件の現金取引設定では捜査ミスが重なった。まず途中の名神高速の大津サービスエリアでの「キツネ目の男」の見逃し。取引指示書が周辺案内板の裏に張り付けられていた。すぐ近くで不審な動きを見せた「キツネ目の男」を大阪府警の捜査員が目撃した。しかし取引現場での犯人確保に懸けていた捜査本部は職務質問をさせなかった。このことの善しあしは捜査当局内部でも総括されていないらしい。昨年のNHKの検証番組は、滋賀県警の捜査員も「キツネ目」を目撃していたことを初めて報じた。当時の警察幹部が数人登場したが、誰が指揮していたのか、なぜそうなったのかは曖昧だった。

さらに名神高速の草津パーキングエリア近くの取引指示場所下の一般道に盗難車で現れた犯人グループの1人を滋賀県警が取り逃がした。取引設定を知らされていなかったパトカーの乗務員が職務質問しようとしたら、猛スピードで逃走した。当時、滋賀県警の対策室は大阪府警のデジタル無線を傍受、捜査の動きを把握していたが、パトカーには通常の警察無線しかなかった。

「キツネ目」出現や盗難車の男の取り逃がしについても大阪府警と滋賀県警の情報の共有がなく、もちろん大阪府警記者クラブにリアルタイムでは知らされなかった。大阪社会部で犯人逮捕に備え予定稿の準備に大わらわだった私は、深夜に大津支局から飛び込んできた異変情報に絶句した。「犯人逃走で協定解除か」。予定稿にはそれに見合うものがなかった。しかし、15日未明に協定は継続が決定。ホッとした。

話を14日夜に戻す。白い布があった名神高速の取引指示地点には犯人が指示書を入れたという空き缶がなかった。岐阜、愛知県警まで巻き込んだ大捜査網は解かれた。岐阜県警の対策室に張り付いていた岐阜支局の県警担当から電話があった。まだ滋賀県警の失態は伝えられていなかった時である。それによると対策室が閉鎖され、部屋から出てきた捜査幹部の1人が「あいつら、ハングルでしゃべっていやがる」と吐き捨てるように言ったという。

国鉄草津駅近くで乗り捨てられていた盗難車内には出力を市販品より大幅にアップした上、警察無線を傍受できるように改造されたアマチュア無線機が遺留されていた。犯人グループは無線で連絡を取り合っていた。傍受されてもいいように暗号代わりに朝鮮語を使っていたのか。犯人たちは

朝鮮語を自由に操れるのか。それとも「あいつら」とは大阪府警のことか。謎のままである。

左翼系ミニコミ紙が協定の存在説を流すなど情報漏れもあり、報道協定は持ちこたえられなくなった。12月10日に解除され、各紙とも捜査の失態を大きく報道。両者の仲は修復不可能になった。

本部長の自殺

85年8月7日夕、勇退が発令されたばかりの山本昌二滋賀県警本部長が官舎の庭で焼身自殺した。59歳。遺書があったが発表されなかった。捜査の大失態へ責任を取ったと受け止めた。

山本氏は警察庁クラブ時代に秘書室長だったので面識があった。古武士のような容貌だが、神経の細かい人だった。山口県警巡査からのたたき上げ。失態後に一度でも会っておけばよかった、と悔やまれる。

毒入りの菓子を警戒しスーパーの売り場を点検する警察官＝84年11月、大阪市内（共同通信社提供）

同氏と最後に会った民間人が共同の滋賀支局の仲里三津治記者（現・徳島支局長）だ。

夕方、支局で留守番をしていると山本氏が退任のあいさつに来た。「官舎に一番近いので最後に寄った」と言う。帰りに廊下まで送ったが、歩いていく姿の影が薄く、今でも思い出すという。自殺の報はそれからすぐだった。

85年8月12日、久しぶりに挑戦状が新聞4社に届いた。犯行終結宣言だった。「たたきあげの山もと　男らしうに　死によった」とあり、香典を出す、という。そして「くいもんの　会社　いびるの　やめても　まだ　なんぼでも　**やること**　ある」とあった。

「事物が必ず最後には消滅するという事実は、その事物が常に変化していることを必然的に示している」（ダライ・ラマ『般若心経入門』）

「やること」とは何か？

まず考えられるのは翌年の86年11月16日、フィリピンで起きた三井物産マニラ支店長の身代金目的誘拐事件である。私は大阪から帰り、11月1日に警視庁クラブのキャップになったばかり。この事件で苦い思い出がある。共同通信に右手中指を切断したとする写真や脅迫状が届き、高島礼次捜査1課長に見てもらった。「本物」と認定したので記事にした。

しかし、87年3月31日に解放された支店長の指はそろっていた。脅迫に利用された形だが、捜査1課長の〝鑑定〟だったので、社内ではおとがめはなかった。「偽」と断定しても犯人を刺激する。

解放後、江尻宏一郎三井物産社長は、身代金を犯人側に払った、と記者会見で示唆した。未確認だが英コントロール・リスク社を通じての支払いで、名目は別にして300万ドル（当時のレートで4億5000万円）といわれる。同社長は4月2日、後藤田正晴官房長官に官邸に呼び付けられて「軽率ではないか」と叱責された。同日夕、鎌倉節警視総監に会うと「水面下で協力したのに、解放後はすぐにあいさつがなかった。社長が身代金を払った、と言ってしまえばおしまいだ。他のゲリラ組織も誘拐ビジネスを始める」とカンカンだった。グリコ事件のような重要人物の身代金目的誘拐の海外版と捉えていたからだ。

この事件では88年9月、警察庁担当の野田一夫記者が「公安当局が日本赤軍の犯行と断定」との特ダネを飛ばし、編集局長賞を受けた。日本赤軍と北朝鮮の関係は密接とされた。

「やること」の二つ目は、87年1月の東京本社銃撃事件から始まった一連の朝日新聞襲撃事件とみている。5月3日には阪神支局で記者が散弾銃で撃たれて2人が死傷した。この事件では警視庁が大捜査ミスを重ねた。1月の事件の犯行声明が

共同、時事通信に届いた。しかし声明文には「1月24日の朝日新聞社への行動はその一歩」としかなかったため、築地署は同社に電話で問い合わせただけでガセ（でたらめ）と判断した。

記者殺傷事件の犯行声明では「東京本社東がわに数発の弾を発射した。だが朝日は（略）共同、時事と共謀して　それを隠した」とある。再捜索でも弾痕は発見できず、報道もされなかった。犯人のイラつきぶりが想像できる。

弾痕と散弾の破片を確認したのはなんと10月1日。前日に神戸で開かれた警察庁と関係府県警の捜査会議で「犯人は2回も言ってきた。特に2回目は場所を特定している。重視すべきだ」と指摘され、これを受けた再々捜索でようやく見つけた。

散弾銃を持った男が侵入、記者2人が殺傷された朝日新聞阪神支局＝86年5月3日（共同通信社提供）

問題は大きい。仮に1月の犯行声明の直後に銃撃痕を発見して、マスコミが赤報隊の声明をきちんと報道していたら、事件はどう展開していたか。犯人らは自分たちの主張が報道されたことで満足して、阪神支局襲撃事件を起こさなかったのではないか、とも考えられる。

「かい人21面相」＝「赤報隊」

91年、私は入社同期の高橋紘部長（昨年9月30日死去）の下で社会部総括・事件担当デスクになった。次の年、大阪から朗報が届いた。捜査当局が刑事と公安部門で別々に作成したグリコ事件と朝日事件の捜査状況の分厚い資料を日を置いて入手したというのだ。この捜査資料では、ハウス食品事件での「ハングルの会話」情報については、全く触れていなかった。

しばらくたって精読してびっくりした。義勇軍事件の犯行声明は東芝製やシルバー精工のタイプで印字されていた。しかし最後の朝日新聞東京本社などへの放火未遂事件（83年8月）の犯行声明は、本体がマック45かパンライターP45で、印字は12ポイント活字となっていたからだ。3月号の1ページ大の表は、この資料を基に作成した。

死亡した朝日新聞の小尻知博記者（共同通信社提供）

ということは「かい人21面相」は朝日新聞放火未遂事件で「義勇軍」として使ったタイプライターの12ポイント活字の文字盤を、「山下」が購入した9ポイントの文字盤に入れ替えて挑戦状を打ち出したと考えれば説明がつく。「義勇軍」＝「赤報隊」だから、要するに「かい人21面相」＝「赤報隊」なのだ。

二つの資料の該当部分を携えて警察庁の国松孝次刑事局長（後に警察庁長官として暗殺未遂に遭遇）に〝当て〟に行った。国松局長は公安部長、兵庫県警本部長の経験者だったのに、この事実を把握していなかった。そして「今さら、そんなことを言われても困る」と苦虫をかみつぶしたような顔つきになった。刑事と公安が別々に捜査していた両事件が実は同一犯となると、それまでの捜査方針の全否定となるからだ。

92年8月、「脅迫状のタイプは同機種　文字盤の活字は別　21面相と赤報隊で新事実」という、長文の記事を出稿した。読み返してみると、出来が悪い。腰が引けていて表現が甘かった。

前号の表には載っていないが、北朝鮮による日本人拉致事件は、義勇軍事件の前段事件ではないかと考える。ダライ・ラマのご託宣ではないが、一定期間がたつと犯行の標的と態様を変えていくパターンが似ているからだ。「国松事件」で犯人は現場に「朝鮮人民軍」のバッジを残したが、これは本国の司令部への命令実行をアピールする証拠品ではないか。狙撃者は不用意に落としたのではなく、報道され司令部にも伝わるように、意図的に置いていった、と推測する。

解散含みの消費税政局
6月が最大のヤマ場か

高橋正光
（時事通信社政治部長）

昨年末ごろから、２０１２年の政局は「３」の倍数がポイントになるといわれてきた。３月には消費税増税法案を閣議決定し、国会に提出することになっている。昨年末、政府・民主党としての方針を決めるに当たって民主党内に激しい抵抗や反対があったが、最終的には取りあえず収まり、消費税率を14年４月に８％、15年10月に10％と２段階で引き上げることを柱とする社会保障と税の一体改革の素案がまとまり、それに基づく大綱が閣議決定された。法案化作業を進め、３月末までには提出という段取りだが、民主党内は小沢一郎元代表のグループを中心に「このタイミングでの消費税引き上げの決定は認められない」と、激しい抵抗が予想される。野田佳彦首相が政治生命を懸けると言っている消費税率引き上げだが、本当に党内をまとめ、了承を取り付けて３月末までに法案を提出できるのか、そこが最初のヤマ場となる。

この段階で考えられる最も混乱するパターンは、野田政権が法案提出に踏み切った場合に、それを認めない議員が民主党を離党するという展開だ。衆院の与党勢力は民主党２９１人、国民新党５人、新党大地・真民主３人で、合わせて２９９人。ただ、鈴木宗男氏率いる新党大地・真民主には小沢氏に近い松木謙公氏もいるし、国民新党は亀井静香代表が消費増税に強く反対している。両党が反対すると仮定すれば、民主党から50人強が離党すると、その時点で与党として過半数（欠員１のため２４０）割れとなる。衆院で過半数を割れば、消費税法案どころか政権運営ができなくなり、退陣するか衆院を解散するしかない。その意味で３月末に向けた消費税法案をめぐる民主党内の調整、攻防が最初のポイントになる。

民主党内の対立激化

民主党内の反増税派が問題にするのは３点。一つは現在の厳しい経済情勢下で消費税引き上げを決めると景気をさらに底冷えさせかねず、経済が好転しないまま税率が上がれば、さらにマイナスだということ。次の改革実施のため、追加増税を意味する「所要の法制上の措置」を今後５年めどに講じることを法案付則に明記するとしている点も問題になりそうだ。二つ目は昨年末に素案を決めた段階で、その中にいろいろな条件が書かれているが、行政改革や議員定数削減など身を切ることができていない。自ら身を切ることもせず、国民に負担を押し付けることは到底認められないというものだ。三つ目は「与野党協議を踏まえて」法案化することが素案をまとめた段階で確認されているが、現時点で自民、公明両党は協議の呼び掛けに応じていない。そもそも与野党協議がないまま法案を提出すること自体、昨年末の約束に違反しているという主張だ。以上の３点を理由に、小沢グループを中心にかなりの数の議員が法案提出に抵抗しそうだ。

民主党は政権を獲得した当初、「政策決定の内閣一元化」を掲げていたが、野田政権はその方針を転換。法案を政府が提出する際には党の政策調査会の了承を得るとしており、民主党内の了承が取れないまま政府が提出を強行すれば、混乱は避けられない。党内対立の激化は必至だ。

小沢元代表は、倒閣に動く可能性に触れるなど過激な発言を繰り返しており、大量離党・与党過半数割れという可能性も全くゼロではないだろうが、現在の政治情勢を考慮すると、小沢グループが最初のヤマ場で一気に勝負をかけてくる可能性は低いのではないか、というのが大方の見方だ。一つには、４月下旬に自身の政治資金規正法違反事件の一審判決を控えており、動きにくい事情があるからだ。ただ、「親小沢」の副大臣・政務官が

消費税法案の閣議決定に反対して集団辞任し、首相を揺さぶることは考えられる。昨年の通常国会でも、当時の菅内閣打倒に動いた小沢元代表に近い一部の副大臣・政務官が辞表を提出している。

政府が消費税法案を国会に提出すれば、政局はいつ衆院解散に発展しても不思議でない緊迫した状況に突入するものの、次のヤマ場は6月21日の会期末ごろとみられる。自民、公明両党は、赤字国債発行のための特例公債法案、年金財源の確保に向けて将来の消費増税で賄うことを前提とした交付国債を発行するための法案など、予算関連の一部法案に反対しており、12年度予算案に盛り込まれた主要政策の撤回・大幅修正がない限り、成立させない方針。公明党は予算関連法案の成立と引き換えに首相に衆院を解散させることを狙っており、自公両党は昨年の通常国会同様、これらを「人質」に野田政権を追い詰める構えだ。昨年特例公債法が成立したのは8月で、当時の菅直人首相は自身のクビを差し出した。今年も同法案をめぐる与野党の駆け引きが会期末まで延々と続く可能性がある。

「対決」VS「話し合い」で揺れる自民

消費税法案も3月下旬に提出されれば、4月には衆院で審議がスタートし、いずれどこかのタイミングで採決になると予想されるが、この法案の採決が政局の一つのポイントになってくる。10年の参院選で消費税率10％を掲げた自民党は、賛成するのか反対するのか判断を迫られる。同党内には、消費税法案成立に協力する代わりに首相に衆院解散を約束させる「話し合い解散論」と、野田政権と徹底対決して解散に追い込むことを目指す「主戦論」があり、谷垣禎一総裁が賛否のいずれに決めても、採決で造反が出る可能性がある。別の言い方をすれば、谷垣氏はこの段階で、話し合い解散を目指すのか、追い込んでの解散を模索するのか、戦略の確定を迫られることになる。

仮に、自民党を含め野党が消費税法案反対となれば、小沢グループを中心とする民主党内の反増税派の動向が焦点となる。50人超が採決で反対に回れば、法案は否決。この場合、首相は政権の最重要政策を実現できないことになり、解散か退陣を迫られよう。首相周辺からは「行き詰まっての退陣は絶対にない」との声が漏れており、小泉内閣の郵政解散のように「国民の判断を仰ぐ」と解散を選択する展開もあり得る。また、党内の造反が少数にとどまり、法案が可決されれば、参院で政府・民主党と自公両党の攻防が続いていく。

谷垣氏が「話し合い解散」路線を選択した場合は、民主、自民両党間で消費税法案の修正協議が始まり、合意に至れば野田、谷垣トップ会談で決着という展開が想定される。

もっとも、谷垣氏は、「対決」「話し合い」のいずれを採用するにしても、党内情勢や野田首相の出方などをぎりぎりまで見極めようとすると考えられる。従って、4月に消費税法案の審議が始まっても、十分な審議を唱え、採決を極力先送りしたいのが本音とみられる。小泉内閣時の郵政民営化法の審議は衆院で100時間近く行われている。消費税法案でも同程度の審議時間を必要とすれば、政府答弁をめぐる混乱などで審議が停滞し、採決が会期末近くにずれ込む展開も予想できる。

自民党が最終的に対決で解散を目指す路線にかじを切れば、公明党とともにいずれ、内閣不信任決議案を共同提出するのは確実だ。当然採決になり、民主党内の造反で可決されれば、憲法の規定に従って退陣か内閣総辞職以外に道はない。否決の場合は、自民党が信任できないとした野田政権にその後協力するとは考えられず、消費税法案が成立しないまま、いずれ国会閉幕という展開が想定される。

期限が迫らないとなかなか進まないのが、交渉ごとの常。党利党略ばかりが優先し「決められない政治」を実践している与野党だけに、特例公債法案や消費税法案の扱い、自民党の解散戦略の確定、内閣不信任決議案をめぐる民主党内や与野党の攻防など、さまざまな懸案の決着がずれ込み、結局、会期末が最大のヤマ場になる可能性が高そうだ。会期内に決着が付かず、大幅延長という展開も否定できない。

こうした考えられるさまざまな展開を整理すると、今国会で衆院解散に至るとすれば①民主党内の造反で内閣不信任案が可決、あるいは消費税法

案が否決されるか、追い込まれた首相が局面打開のために伝家の宝刀を抜く「対決・混乱」型と②消費税法案の処理と解散時期で民主、自民両党が合意する「協調型」――の2パターンだ。民主党が参院で過半数にない現状を踏まえれば、消費税法案が成立するのは、首相と谷垣氏との話し合いが成立する以外、考えにくい。仮に話し合い解散となれば、民主、自民両党とも参院で過半数にない現状を考慮すると、選挙後に「大連立」や政界再編に発展する可能性もありそうだ。

また、「大山鳴動してネズミ一匹」で、消費税法案は不成立で衆院解散もないまま国会が閉幕することもあり得る。このケースでは、野田首相の民主党代表任期と谷垣氏の総裁任期が共に切れる9月が、政局の次のヤマ場となろう。

解散なければ谷垣再選困難

消費税法案も成立せず、解散もないという前提で、9月の民主党代表選、自民党総裁選がどうなるか考えてみたい。

まず自民党だが、谷垣氏の人気は低く、発信力も弱い。「首相にふさわしい人」という時事通信の世論調査で石破茂前政調会長に大きく水をあけられ、小泉進次郎氏より下だったこともある。党内には現在でも「不人気の谷垣総裁で衆院選を戦って本当に勝てるのか」「党の顔を代えてほしい」との声が根強い。3年間総裁を務めて解散に持ち込めなかったとなれば、9月の総裁選で谷垣氏の再選は難しいとの見方が自民党内で支配的だ。主流派や派閥の領袖（りょうしゅう）クラスは現幹事長の石原伸晃氏を担ぎ、党内の中堅・若手は石破氏を担ぐという形で、石原・石破対決になるとみる政界関係者が多い。また、話し合い解散を唱える安倍晋三元首相、参院議員の林芳正元防衛相、町村派会長の町村信孝元官房長官も出馬に意欲的だ。

一方の民主党代表選では、政治生命を懸けるとまで言った消費税法案を成立させられず、内閣支持率も低迷を続ける野田首相が再選を勝ち取るのは容易でないだろう。不人気で結果を残せなかった人ではなく、党の顔として次の選挙でアピールできる4人目の代表が選出され、「新首相」の下での年内解散もあり得ると予想する。麻生太郎元首相のように、「新首相」が就任直後の解散をちゅうちょし、事実上の任期満了、13年夏の参院選とのダブル選となる可能性もある。

止まらぬ有権者の既成政党離れ

ここで有権者の現在の政治意識について触れたい。時事通信社は毎月、内閣や政党支持などについて面接方式で世論調査を実施している。電話方式の他の報道各社の調査より内閣支持率が低く出る傾向にあるが、2月（9日から12日にかけ実施）調査によると、野田内閣の支持率は24・9％で前月比3・5ポイント低下、不支持は52・7％で4・4ポイント上昇した。政党支持率を見ると、民主党10・1％に対し、自民党は12・3％で調査開始以来最低だ。昨年11月に最低の12・8％を記録、その後わずかに持ち直したものの、2月調査で再び下がり最低を更新した。

支持政党なしは68・2％で、こちらは過去最高だ。政権を託した民主党に失望した有権者が自民党支持に帰るどころか、野党に転落した前回衆院選でも自民党に投票したコアの支持者すら、離れつつあることを裏付けている。東日本大震災、東京電力福島第1原発事故という未曽有の困難に直面しながら、党利党略ばかりが目立つ既成政党に対する有権者の不満、怒りが頂点に達しつつあることが、この数字に表れていると言えよう。

特に注目したいのは、みんなの党の支持率はわずか1・7％にもかかわらず、衆院選比例代表の投票先を尋ねると、9・2％が同党と答えていることだ。これは、自民党（23・5％）、民主党（13・3％）に次ぐ3位で、公明党（5・7％）を上回る。無党派層に限ってみれば、みんなの党に投票するとの回答は9・5％で自民党（17・3％）に次いで2位、民主党（8・5％）をしのいでいる。既成政党に不満を抱く有権者のかなりが既成政党の中で最も歴史の浅いみんなの党に流れる構図だ。このままの状況で衆院選になれば、都市部を中心に比例でみんなの党はかなりの議席を取りそうだ。橋下徹大阪市長が率いる大阪維新の会が衆院選に候補者を立てれば、有権者の支持がそちらに向く可能性も十分考えられる。

時事通信の3月調査（9日から12日に実施）に

よれば、内閣支持率は2・5ポイント増の27・4％、不支持率は2・5ポイント減の50・2％。衆参の予算委員会で野党の追及を受ける2、3月は、内閣支持率が低下する傾向にある。野田政権にとっては、不支持が5割を超える厳しい状況に変わりはないが、この時期に支持率がわずかでも持ち直したのは、異例と言える。政党支持率は、自民党が11・7％と最低を更新。民主党も9・2％と、政権交代後最低で1ケタ台に落ち込んだ。一方、支持政党なしはさらに増え70・0％に達しており、有権者の既成政党離れが止まらない。

小沢元代表は離党・新党望まず？

最後に最近の政治的な動きについて幾つか補足する。2月17日の公判で、政治資金収支報告書の虚偽記載に関し「小沢氏に報告して了承を得た」とする元秘書・石川知裕衆院議員の調書が不採用になり、小沢グループの議員らは「小沢氏無罪の可能性が高まった」として一時勢いづいた。

消費増税に反対し、倒閣に動きだす構えを示す小沢元代表の戦略として永田町でささやかれているのは、野田首相に解散をさせずに国会を閉じ、9月の党代表選で自らが出馬するか、自分が支持する候補者を勝利させて幹事長など主要なポストを握り、政権運営の主導権を奪還するというものだ。あくまでも党にとどまっての「復権」が基本。消費税法案採決で反対、あるいは内閣不信任案に同調して、離党・新党を結成するという展開を必ずしも望んでいないというのが大方の見方だ。というのは、こうした強硬手段に打って出ても、その先の展望が開けていないためだ。

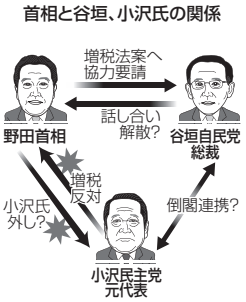

（似顔　本間康司）

首相と谷垣、小沢両氏の関係（似顔・本間康司）

仮に小沢元代表が無罪を勝ち取ったとしても、一審で有罪となった石川議員ら元秘書の控訴審は続いており、自身の「政治とカネ」の問題がすべてクリアになるわけでもない。その小沢元代表が法案採決で反対を決めたとしても、除名覚悟で否決に必要な50人超の議員が同調する保証はない。また、小沢グループの議員は、選挙地盤が弱い衆院当選1、2回の若手議員が大多数で、衆院解散となれば大幅減は避けられそうにない。それでも、第三極として民主、自民両党に次ぐ勢力を確保し、キャスチングボートを握れればいいが、大阪維新の会やみんなの党がかなりの浮動票を獲得しそうで、それも難しいと現時点ではみられるからだ。小沢元代表が野田首相の下での解散阻止、党内での主導権奪還に軸足を置いているとされるのには、こうした事情がある。

もっとも、党にとどまっての主導権奪還も難しいとなれば、数々の修羅場をかいくぐって政局の主役を張り続けてきた小沢元代表のことだけに、イチかバチかの勝負を懸けてこないとも限らない。その意味では、政局の行方は見通せない。

野田・谷垣極秘会談で波紋

こうした中、野田首相と谷垣総裁が2月25日に極秘に会談していたことが表面化し、民主、自民両党に波紋が広がり、小沢元代表に近い議員は一気に危機感を募らせた。首相が増税反対派切り→民自両党で消費税法案成立・話し合い解散→小沢元代表抜きの大連立という流れが想起されるからだ。

関係者によると、会談場所は東京・虎ノ門のホテルオークラの日本料理店「山里」で時間は1時間弱。首相サイドは、藤村修官房長官と一緒に昼食を取ったと発表していた。首相、谷垣氏とも表向き会談を否定しているが、藤村長官と大島理森自民党副総裁が事前に調整し、極秘のトップ会談が実現した。会談の詳細は不明だが、消費税法案の扱いや解散が話題になったのは間違いない。首相が法案成立への協力を求めたのに対し、谷垣氏は小沢元代表らが強硬に反対している民主党内の現状を指摘し、党内をまとめるのが先決との考えを伝えたとされる。

極秘会談の事実が漏れるや、消費増税に反対する小沢サイドに強烈な脅しとなり、小沢グループの議員は会談の内容や自民党内の空気を探ろうと、同党幹部らにしきりに接触を図り始めた。自民党関係者によれば、小沢元代表に近い中堅議員

は執行部のメンバーの1人に会い、会談内容に探りを入れる一方、「小沢さんには党を割らないでほしい」「大阪維新の会と連携するにも、相手が乗ってこない」など、苦しい胸中を吐露したという。

話し合い解散にハードル

支持母体の創価学会員に税率引き上げへの抵抗が強い公明党の賛成が期待できない以上、消費税法案が成立するとすれば、首相が谷垣氏に解散を約束して話し合いが成立する以外考えにくいが、そこに到達するには越えるべき高いハードルが幾つもある。

一つは公明党が話し合い解散に強く反対していることだ。前回衆院選で候補者を立てた8小選挙区で全敗という屈辱を味わった公明党・創価学会にとって、議席奪還が至上命令。「消費税上げに協力しては、衆院選を戦えない」というのが幹部の共通認識だ。自民党と消費税という国民の関心が極めて高いテーマで立場を異にしておいて、その直後の衆院選で選挙協力など望むべくもない。ある党幹部は「民自で話し合い解散となれば、その場で自民党とはさよならだ」とけん制する。自民党には、創価学会の支援を期待する議員・候補者も多く、公明党とたもとを分かつのには相当の覚悟がいる。

消費税以外でも、決着が必要な政策テーマがあることもネックだ。自民党は公明党とともに、首相が呼び掛けた一体改革の与野党協議に応じる条件として、民主党が前回衆院選マニフェストに掲げた最低保障年金創設を柱とする年金抜本改革案の具体像を示すか、改革案を撤回するよう求めていた。また、抜本改革の法案を来年の通常国会に提出すると言いながら、現行制度の維持を前提にして消費税率を引き上げることの「矛盾」を非難していた。野田首相が解散するからといって、自民党がこれまでの主張を無視し、消費税法案成立に協力すれば、他の野党から「談合」のそしりを受けかねない。

さらには、首相が谷垣氏との会談で解散を確約しても、本当に履行されるのか。担保をどう取るかも課題だ。内閣支持率が再び低下し、解散しても大敗が予想される状況になれば、仮に首相が解散を決断しても、党内で激しい抵抗に遭うことが予想される。自民党内には、消費税法案を成立させた後、首相が党内の反対で解散はできなくなったと約束をほごにし「食い逃げ」されることへの警戒が消えない。

想定される幾つもの展開をシミュレーションしてみたが、不確定要因が数多くある。自分のためでも、民主党のためでもない。将来のために消費税上げは必要とまで言い、実現に「不退転の決意」を繰り返す首相の覚悟がどの程度か、定かではない。政局の行方は首相の腹次第と言えなくもない。（本稿は2月23日に通信社ライブラリーで行った講演の一部を要約、加筆した）（敬称略）

（9ページからの続きです）

衝撃の富田メモ

私の取材とは直接の関係はないが、A級戦犯合祀問題に関わる日本経済新聞のスクープ記事に触れたい。日経は平成18年7月20日の朝刊1面トップで「A級戦犯靖国合祀　昭和天皇が不快感」の記事を掲載した。昭和天皇が昭和63年4月にA級戦犯合祀について語られた部分を当時の富田朝彦宮内庁長官がメモに取り、在任中の日記とともに富田氏の死後、夫人を通じて日経の井上亮記者に渡されたものである。各方面で衝撃的な反響を呼んだのは、次の部分だった。

〈私は或る時に、A級が合祀されその上松岡、白取までもが　筑波は慎重に対処してくれたと聞いたが松平の子の今の宮司がどう考えたのか易々と　松平は平和に強い考えがあったと思うのに親の心子知らずと思っている　だから私あれ以来参拝していない、それが私の心だ〉（原文のまま）

松平の子の宮司とは松平永芳氏を、筑波とはその前任者の筑波藤麿宮司を指す。お言葉が昭和天皇の真実のものならば、天皇は松平宮司に不快感を持っておられたことになる。さらに松岡元外相、白鳥敏夫元駐イタリア大使（メモの「白取」は「白鳥」と思われる）にも。

しかし、メモの真実性を疑う声は意外に多かった。「天皇ではなく、昭和天皇に長年仕えた徳川義寛元侍従長の発言ではないのか」「天皇がA級という言葉をお使いになるはずはない」など。一方、天皇の内意に逆らった松平永芳氏を「不忠の臣」と決め付ける声も強かった。

当の靖国神社はノーコメントを通したが、松平宮司の2代後の宮司だった湯澤貞氏は平成18年8月号の文芸春秋誌上で次のように語っている。

「筑波宮司も合祀には反対ではなかった。崇敬者総代会によって合祀の時期は一時、宮司預かりとされた。その決定があったので次の松平宮司が再び総代会にはかり合祀されたわけです」

靖国合祀をめぐる論議はなお続きそうである。

海●外●情●報

中国で無料メトロ紙発行相次ぐ
配布先の確保が成功の鍵

中国では、主要都市において地下鉄網の整備や建設が進み、それにつれて無料のメトロ紙が相次いで発行されている。２０１１年12月、広州で開かれた第３回中国メトロ紙連盟サミットで、同月に重慶で創刊されたばかりの「重慶都市熱報」の加盟が承認され、同連盟に全国16の新聞と新聞グループが参集することとなった。

発行部数は数万部から十数万部、20歳から30歳台の都市部で働く中間層を読者層としたフリーペーパー――といったところが中国メトロ紙の平均像だ。北京、上海、広州など大都市にしかなかった地下鉄が最近になり、瀋陽、南京などでも開通。さらに杭州、成都、長春などでも１、２年以内に運転が始まる。

こうした都市にはもともと都市報という、都市生活者を読者とするスタンド売り主体の有料紙があるが、メトロ紙はターゲットを地下鉄で通勤、移動する若いオフィスワーカーに絞り、そのシェアに食い込みつつある。

もっとも中国の場合、メトロ紙といえども独立した民営企業が創刊できるわけではない。中国メトロ紙連盟に参加するメトロ紙も、香港で発行されているものを除き、すべて既存の新聞グループの系列紙、もしくは既存新聞グループが地下鉄運営会社と共同出資して発刊した新聞である。従って、競争の実質は同一新聞グループ内、あるいは新聞グループ同士のシェア争いということになる。

「北京娯楽信報」の調査によれば、メトロ紙進出前に北京の地下鉄で販売されていた新聞の部数は約５万部で、乗降客約３００万人に比べると２％にすぎなかった。乗降客のうち80％が25歳から36歳の比較的若い層で、その多くが日ごろ新聞を読まず、家やオフィスでインターネットを通じて情報を得ていることが分かった。逆に言えば、それを巨大なニッチ市場と捉えて、彼らの嗜好と価値観に合わせて生まれたのが無料メトロ紙ということになる。

しかし、経済成長が続く中国とはいえ、広告が楽に集稿できた時代は過ぎた。さらに新聞用紙の価格が高止まりしコストを圧迫している。コスト管理は有料紙よりも強く求められる。

香港のメトロ紙「ａｍ７３０」によると、総費用中50～60％が用紙代および印刷・物流コスト、10％が取材編集費、広告代理店への手数料が10％で利潤率が10％強となる。メトロ紙の「東方衛報」によれば、新創刊されるメトロ紙は初期部数を10万～12万部に抑えることが必要だ。

読者の目も肥えている。無料とはいえ内容が伴わなければ見向きもされない。若い層の嗜好に合ったユニークでジャーナリスティック、そしておしゃれなコンテンツが求められるという。

また、ａｍ７３０の盧覚麟社長兼総編集は香港既存のメトロ３紙を分析して、３紙の読者が車内でざっと読んだ後、多くはオフィスまで持って行き、さらに半数以上の人が家まで持ち帰っている実態を知った。広告の回読率も高かったという。盧氏は「フリーペーパーはむやみに部数を拡大する必要はなく、スキャンダラスな記事を載せる必要もない。自紙の特徴を出しつつ、安心して家でも読めるような内容にすることが大事だ」と語る（中国新聞出版報、２月14日付）。

また、検索エンジンを使い慣れたネット世代という点を考慮して、躍動感ある整理、短くて読みやすい記事という点も重要だ。

もちろん、内容が良ければメトロ紙が成功するわけではない。むしろ成功の鍵は、配布ルートをどう確保するか、という点に懸かっている。競争の本質が同質的な者同士のシェア争いだとしても、ライバル紙が配布ルートの独占を見過ごしてくれるわけもない。東方衛報は、地下鉄構内に限らず、周辺オフィスビル、学校、研究所、政府機関などへも無料配布を始めた。

専門誌の「中国報業」１月上号は今後、メトロ紙が都市報に並ぶ稼ぎ頭となるか否かは不明としつつ、編集部選定の11年新聞界十大ニュースの一つに「メトロ紙ブーム」を選んだ。

（木原　正博＝日本新聞協会審査室長）

メディア談話室

ソーシャルメディアと報道

藤田　博司

韓国の申珏秀・駐日大使に「ツイッターでインタビュー」――という記事が朝日新聞（3月7日）に出ていた。インタビューはその前日、予告の上でインターネットを通じて行われた。記者がツイッターで質問を発し、大使がやはりツイッターで答えるという一問一答形式。そのやりとりはすぐ転送されて、記者のツイッター発信を読んでいるフォロワー（追っかけ読者）はほとんど同時進行でインタビューを読むことができた。この質疑応答にその場でコメントもできた。実際に読者の提起した大使への質問も採用された、と新聞は伝えている。

ツイッターを介した要人とのインタビューをこうした形で紙面化したのはおそらく新聞としては初めての試みだろう。インターネットを活用したこの種の取材・報道は今後、ますます増えていくに違いない。

急増した利用者数

ツイッター、フェイスブックなど、いわゆるソーシャルメディアの利用者数はここ数年、驚異的に伸びている。今年1月現在、日本でのツイッター利用者数は1359万人、フェイスブックは1305万人に上っている（1年余で6倍超）。ちなみにフェイスブックは全世界で8億人超が利用しているという（ネットレイティングス調べ）。

当然のことながら報道の現場もこうした状況に気付いている。ソーシャルメディアが日本よりいち早く社会に浸透した米国では、2010年ごろには多くの新聞社でソーシャルメディアによる取材・報道を担当する部署を設けていた。日本では朝日が今年初めからツイッターによる記者個人の情報発信を始め、毎日も2月から東京本社の全社員を対象に「ツイッター研修」を実施している。

むろん記者のツイッターやフェイスブック利用を制限している社もある。多くの社はソーシャルメディアとどう付き合うか、いまだ模索中といったところだ。しかしいずれ近いうちに、それぞれの付き合い方を決めなければならないところにきている。

取材・報道にインターネットはこれまでも活用されてきた。電子メールをはじめ、組織や記者個人のブログなどが情報の収集や拡散に役立てられてきた。しかしツイッターやフェイスブックは、利用者による情報発信とネットワークづくりを飛躍的に容易にし、情報の収集、情報拡散のメディアとしての価値の高いことが裏付けられた。報道機関にとってソーシャルメディアはもはや避けて通れない存在になっている。

取材過程の可視化も

報道機関がソーシャルメディアを活用する狙いは大きく分けて二つ考えられる。一つは、これを通じてそれぞれの記者がより広い取材のネットワークを構築し、新たな取材源を掘り起こす可能性を追求することだ。ソーシャルメディア上で積極的に情報の受発信に関わっていけば、記者の普段の行動圏では接触できない人たちとの交流も可能になる。いざ事あるときには、そのネットワークに情報提供を呼び掛ければ、思いがけぬ反応も期待できる。チュニジアに端を発した「中東の春」では、欧米の報道機関が伝えた少なからぬニュースが、現地のソーシャルメディアから発信されたものだった。

もう一つの狙いはメディアと市民のつながりを強めることにある。情報発信が容易なソーシャルメディアは双方向性が極めて高い。これまでのメディアの情報発信は、新聞の紙面やテレビの番組でニュースを一方的に受け手に押し付けるだけの一方通行だった。ツイッターやフェイスブックで

個々の記者が情報を発信するようになれば、受け手は簡単に感想を書いたり、関連情報を提供したりできる。メディアと市民の間で一気に意思疎通のための回路が増える。

両者の間でそうした関係がうまく機能すれば、とかく薄れがちな相互間の信頼を醸成する手段になるだろう。それはまた、読者の減少に歯止めがかからない紙の新聞にとっては、顧客をつなぎ留める足掛かりにもなる。

朝日は先のインタビュー記事の狙いを「予告した上で、取材して紙面にするまでの過程を見せること」と説明していた。インターネット上でのやりとりをほぼ同時進行で「追っかけ読者」に見せ、読者から募った質問も採用する。そのやり方は、確かにこれまで読者の目にはほとんど見えなかった取材過程を可視化する新しい試みと言える。

慎重さ求められる記者

しかしソーシャルメディアを取材・報道に活用するには注意しなければならないこともある。うっかりすると、ジャーナリズムの価値を損なう結果につながることもあり得るからだ。

ツイッターでは誰もが140字以内で、そのときどきの情報や感想を「つぶやく」ようにインターネット上に投稿できる。その内容は特別の制限を設けない限り不特定多数の人たちの目に触れる公開情報になる。どこで、何をしているのか、何を考えているのか、といった即時性が重視される。短い文章しか書けないから複雑な内容は盛り込めない。文脈もおろそかになる。これらの特性は、正確、公正で検証された情報の伝達を仕事とするジャーナリズムのそれとは相反している。

普通の市民がその場限りの思いつきや見聞した事柄をツイッターに書き込んでも、その人限りの責任の範囲を超えて問題になることはまずない。しかしジャーナリストの「つぶやき」は、時として所属する組織の政治的立場や利害関係などに絡めて問題にされる可能性がある。職業上知り得た情報やそれに関わる個人の見解などをうかつに書き込めば、悪意のある第三者に攻撃材料として利用されることも考えられる。個人的な趣味や身辺雑記的な情報ならその可能性は小さいが、それでも慎重にならざるを得ない。

フェイスブックはツイッターとは文章の長さの制約など多少の違いはあるが、基本的に似たような特性を備えている。

賢明な懐疑心持ち臨め

こうしたソーシャルメディアとの関わりを深めようとする報道各社は今、それぞれに記者の守るべき基本ルール作りを始めている。欧米のメディアの指針を見ると、内容の濃淡に多少の違いはあるものの、基本的な点はほとんど共通している。ソーシャルメディアに対しては「開かれた心と賢明な懐疑心」を持って臨む姿勢が必要、とロイター通信の指針は指摘している。ジャーナリズムへの信頼を損なわないように慎重に、しかし前向きに取り組むことを記者に求めている。

日本の報道現場でのソーシャルメディア活用はまだスタート台に立ったばかりだ。その証拠に、朝日社会部のツイッターの「追っかけ読者」が6万5千余人にすぎないのに対し、ニューヨーク・タイムズのそれは464万人超、同紙のコラムニスト、ニコラス・クリストフ記者は個人で123万人を超える（3月11日現在）。

発展途上のソーシャルメディアの潜在力は計り知れないものがある。報道現場での対応も今後ますます難しくなるだろう。この新しいメディアを現場がうまく使いこなせれば、新たな取材源の開拓や新たな取材手法の開発で日本のジャーナリズムに新境地を開くことができるかもしれない。逆に対応を誤れば、報道が軽薄で無責任な情報の垂れ流しに陥る危険もなくはない。その危険を避けるには、報道の現場がジャーナリズムの価値と役割をしっかり自覚し、それを守るために最善を尽くすほかない。

ビジネスとしての紙の新聞は着実に下降線をたどっている。テレビも例外ではない。二つの伝統的なメディアが担ってきたジャーナリズムが生き延びるには、否応なくソーシャルメディアを賢明に使いこなさねばならない。報道現場が知恵を働かせるのに残された時間はそれほど多くはない。

（共同通信社社友）

プレスウォッチング

〝右旋回〟の時代状況を反映

「自民・改憲案」と「秘密保全法案」

福島原発事故から1年、事故調査委員会などの検証作業が精力的に進められているものの、事故収束の道は依然険しい。野田佳彦政権が点検・停止中の原発再稼動の是非、エネルギー政策見直しなどについて明確な方針を示さないため、国民の間にも不安が募っている。放射能汚染に絡む風評被害も解消されず、国民全体がいら立っている現状を一日も早く解消しなければならない。

1月号の本欄で「大阪維新の会」代表の橋下徹氏が大阪市長に就任（昨年12月）したことについて、「時代の閉塞感がもたらした現象」と分析、危険な問題点を指摘した。その後の橋下市政は指示・指令を矢継ぎ早に打ち出し、国政進出への世論づくりを画策している。この〝橋下旋風〟は、「3・11」後の政治混乱に乗じたと言えるが、危機打開を旗印にした改革案がまた浮上してきた。これも〝時代の閉塞感〟を反映した現象であり、「自民憲法改正原案」「秘密保全法案」の2テーマに絞って、問題点を考察したい。

天皇を「日本国の元首」と位置付け

自民党の憲法改正推進本部は2月28日、党の憲法改正原案を明らかにした。「国民主権・三権分立」を明記しているものの、前文に「わが国は、日本国民統合の象徴である天皇をいただく国家」と明記し、〔第1章　天皇〕第1条で「天皇は日本国の元首であり、日本国および日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定。現行憲法にはない国旗・国歌について「国旗および国歌は、日本国の表象として法律で定める。（2）日本国民は、国旗および国家を尊重しなければならない」と第3条に明記している。

〔第2章　安全保障〕第9条では、「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇および武力の行使は、国際紛争を解決する手段として用いない。（2）前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定。次いで9条の2で「わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛軍を保持する」とうたっている。

会合には安倍晋三元首相や石破茂前政調会長らが出席した。「天皇は国の元首」とした1条改正案に賛同する意見の一方、「天皇は世俗の存在なのか」「元首と書けば他国の元首と同格になってしまう」などの異論も続出。9条については「集団的自衛権の行使を明記しなければ意味がない」との声が上がり、「原案通りでも解釈で行使できる」とする意見と対立したという。「自衛軍ではなく、国防軍や防衛軍とすべきだ」「国旗は日の丸、国歌は君が代と明示すべきだ」など、さまざまな声が出て、意見集約は持ち越された。

推進本部は今後、週1、2回のペースで会合を重ね、日本が独立を回復したサンフランシスコ講和条約発効60周年となる4月28日までに成案を決定し、国会提出を目指す方針だが、難航が予想される。

原発事故の収束が喫緊の課題となっている今、自民党が改憲案の国会提出を急ぐ背景には、混乱政局に乗じて憲法論議を持ち出し、〝改憲〟の道筋を付けようとの意図を感じる。そもそも現行憲法は、敗戦後の日本国民が選択した基本法であって、一政党が政治的な思惑で提起するような軽いテーマではない。自民党は7年前にまとめた「改憲草案」を土台にしたというが、天皇を「元首」に位置付け、自衛隊を「自衛軍」とするなど、戦前回帰のような「憲法観」には驚かされた。さらに「国旗・国歌」の尊重規定や、外国人に参政権を認めない国籍条項を追加するなど、党内保守派の意向を忖度した内容。特に、衆参両院の3分の2以上の賛成が必要な改正発議要件を過半数に緩和したことは重大で、憲法改正への自民党の執念がにじむ原案だ。

知る権利の侵害が心配な「秘密保全法」

一方、民主党政権が国会提出を急ぐ「秘密保全法案」に対して、日本弁護士連合会（日弁連）など有識者やマスコミ諸団体から批判の声が上がった。有識者会議が昨年8月まとめた報告書によると、秘密保全法案は、防衛・外交・治安に関し、重要だとして国が指定した「特別秘密」を漏らした公務員や閣僚らに最高5年か10年の懲役を科す内容。2010年に起きた尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件のビデオ映像流出や、警視庁などの国際テロ情報が漏えいした事件が背景にあって、この法案策定の動きが急ピッチで進められてきた。

既に明らかになっている「報告書」を読むだけでも、運用次第では国民の重要な「知る権利」を侵害しかねない危険性をはらむ法案だ。毎日新聞3月4日付朝刊が特報した記事によると、報告書議事録がまたまた作成されていないことが判明した。先に、原子力安全・保安院や東電関係者の原発関連議事録を策定しなかったことに続く不祥事で、官僚システムの〝無責任構造〟にはあきれ果てる。

処罰範囲が曖昧で、拡大解釈の恐れ

日弁連は会長声明を発表、「当該秘密保全法制では、規制の鍵となる『特別秘密』の概念が曖昧かつ広範であり、本来国民が知るべき情報が国民の目から隠されてしまう懸念が極めて大きい。また、罰則規定に、このような曖昧な概念が用いられることは、処罰範囲を不明確かつ広範にするものであり、罪刑法定主義等の刑事法上の基本原理と矛盾抵触する恐れがある。禁止行為として、漏えい行為の独立教唆、扇動行為、共謀行為や、『特定取得行為』と称する秘密探知行為についても独立教唆、扇動行為、共謀行為を処罰しようとしており、単純な取材行為すら処罰対象となりかねず、そこでの禁止行為は曖昧かつ広範であり、この点からも罪刑法定主義等の刑事法上の基本原理と矛盾するものである。現実の場面を考えても、取材及び報道に対する萎縮効果が極めて大きく、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、一定の場合の民間事業者・大学に対して取材しようとするジャーナリストの取材の自由・報道の自由が侵害されることとなる」などの問題点を鋭く指摘している。

外交防衛分野の情報管理問題を論議している民主党「インテリジェンス・NSCワーキングチーム（WT）」は、「秘密保全法案」に絡んで、国会に「秘密委員会」（仮称）を議員立法で設置し、特別秘密の内容・範囲が適当かチェックさせる制度の検討を始めた。このWT案には「国会の監視機能を担保するため、国会議員の保秘に関する法的措置が必要」と明記されており、委員会所属の議員が秘密を漏らした場合の罰則も視野に入れているという。毎日新聞2月29日付朝刊が報じたこの問題について、右崎正博・独協大法科大学院教授（憲法）は「委員会に所属した議員は、守秘義務が生涯課せられる可能性があり、憲法が保障する自由な言論を縛られる。国民への情報が減り『知る権利』も制約される。米国議会の同種の委員会は、大統領の強い権限を監視する役割があり、議院内閣制で憲法に平和主義を持つ日本と事情が異なる。秘密を守る法が必要なら、国会は秘密の範囲を縛るルールを法で定め、厳格に運用されるよう国政調査権を行使し、日々監視する役割に徹すべきだ」と警告を発している。オープンな議論抜きで〝言論監視〟的法案がひそかに練られたこと自体、由々しき問題だ。

以上、急浮上してきた二つの「法案」の問題点を指摘したが、「自民改憲原案」は保守色濃厚で、「治安維持法」によって言論を弾圧した昭和10年代の悪夢を想起する。現在の民主党と自民党の姿が、戦前の政友会・民政党の体質に酷似してきたように思えてならない。議会政治が機能せず、国民は〝閉塞状況〟にあえいでいるのである。橋下大阪市長が「維新八策」を掲げて〝世直し〟のヒーローに躍り出ようと画策しているのは、この時代状況を鋭敏に察知したからだが、ポピュリズムの危険性が見え隠れする。

結局「秘密保全法案」は世論の反発が強いことから法案提出は見送られることになったが、ここで改めて「情報公開・知る権利は、国民主権国家の支柱」との決意を再確認しておきたい。

（池田　龍夫＝ジャーナリスト）

》》》放送時評《《《

詰めに甘さの「運命の人」

新聞社を十分描き切れず
沖縄密約のＴＢＳドラマ

あの震災から1年を迎え、「3・11その日～石巻で何が起きたのか～6枚の壁新聞」（ＮＴＶ）、「明日をあきらめない・がれきの中の新聞社～河北新報のいちばん長い日」（テレビ東京）と、被災時の新聞社を題材にしたドラマが放送された。新聞社は社会の情報の集積地であり、それ故にドラマにしやすいのだろう。ただし、そこには報道機関としての独自の風土と文化も存在する。そのことを考えさせられたドラマとして、この1月からＴＢＳが放送した「運命の人」がある。そこでの記者の描き方については、批判も含めさまざまな声があるようだ。それらの声は取りも直さず今の「新聞」、ひいてはジャーナリズムに対する社会的意識の表れとも感じられて興味深い。今回は「運命の人」を事例に、テレビドラマに描かれた新聞社の姿から、今の新聞ジャーナリズムの位相について考えてみたい。

裁判は係争中

連続ドラマ「運命の人」は、１９７１年に起こった沖縄密約事件を素材にした硬派のドラマである。この数年、ＴＢＳは「シリーズ　激動の昭和」として、昭和史を扱った単発硬派ドラマを制作する一方で、「日曜劇場」の枠で、城山三郎の『官僚たちの夏』や、山崎豊子の『華麗なる一族』など、「昭和」を舞台とした小説のドラマ化を続けている。今年に入って放送された「運命の人」も、その流れの中の一つとして位置付けられよう。

ただ、今回の「運命の人」が題材とした沖縄密約問題に関しては当事者、関係者の多くが存命であることに加え、この密約を示す資料の開示をめぐる裁判が続く中での番組スタートとなった。そのことからすると、モデルとした沖縄密約問題そのものが現在進行形でもあり、視聴者は現実とフィクションとが混然一体となった形で受け取りかねない。現に、「運命の人」の放送開始直後から、モデルとなったとされる人たちからは、少なからず反発の声が上がった。

沖縄密約問題は71年の日米両政府による沖縄返還交渉の過程で、米国政府が支払うことになったと公表されていた地権者に支払う土地原状回復費を、日本政府が肩代わりするという密約が交わされたというもの。当時、毎日新聞の西山太吉記者が、この外交機密文書を外務省の女性事務官から入手。この文書を基に野党議員が国会質問をしたことで、外交機密の漏えいが明らかとなり、女性事務官は、国家公務員法の機密漏えいの罪、西山記者も国家公務員法の教唆の罪で逮捕されることとなった。西山記者については、最高裁まで争われたが結局、有罪判決を受け記者を辞することとなる。事件発生当初、日本の新聞界は、「報道の自由」への侵害を訴え、新聞VS権力という様相を呈したが、西山氏の取材方法が男女関係を基にしたものとの検事調書が公にされるに及んで、倫理的な非難が強まり、新聞者側の主張が腰砕けになってしまう。問題の発端となった密約の存在については、その真相究明はなされないまま、裁判は終結してしまった。

ところが２０００年、琉球大学の我部政明教授が、米国の国立公文書館から、密約の存在を示す資料を発見。08年に、西山氏を支持するジャーナリストら有志によって、外交文書の情報公開を外務省と財務省に求める裁判が起こされ、10年に文書開示と損害賠償を命じる一審判決が下ったが、二審では原告逆転敗訴。原告側は即刻、最高裁に上告する中でこのドラマはスタートした。

そのようなこともあって、ドラマでは、沖縄密約のニュースをすっぱ抜いた毎朝新聞・弓成亮太記者とその妻、そして、弓成記者に外交機密資料を渡した女性事務官を中心に描かれているが、弓成記者のモデルとなった元毎日新聞記者・西山太吉氏や、弓成記者のライバルとして描かれる読日新聞・山部一雄記者のモデルとされる読売新聞主筆・渡辺恒雄氏らが週刊誌誌上で、こぞって自らをモデルとしたと思われる登場人物の描き方を、

厳しく非難している。

TBSの制作者からすれば、ドラマ「運命の人」は、「山崎豊子の原作『運命の人』を下敷きにしたもの」と抗弁するだろう。しかし、現在進行形の問題でもあるだけに、この事件の詳細を知らない一般視聴者を含め、ドラマで描かれた人格の方がより、リアルなものとして認識されてしまうのではなかろうか。もちろん、テレビドラマというものの持つ社会的影響力を認識しているが故に、日本最大の最大発行部数を誇る新聞社のトップですら、わざわざ異議を表明したのではなかろうか。

物足りない「編集局」の描き方

ドラマは、詳細がしっかりと描かれているからこそ説得力を持つし、ストーリーに厚みも付いてくる。そのことでいえば、「運命の人」では出演者のファッションや髪形、町並みや住宅の家具など、70年代初めの雰囲気を出すためのきめの細かな配慮を感じた。その辺りはさすがに「ドラマのTBS」と言われただけのことはある。ところが肝心の新聞社内の描き方はといえば、詰めの甘さが目に付いた。

このドラマでは、その冒頭から新聞記者にとっての「取材源の秘匿」の重要性を、繰り返し主人公に語らせている。それは、この事件の本質的な原因が、主人公たる記者が取材源たる女性事務官の存在を隠し続けられなかったことにあるからに他ならない。ただし本来、取材源は原則公開するべきものであり、今回のケースのように取材源に不利益が生ずる場合にのみ、取材源の秘匿に努めるのである。その辺りの説明もやや足りなかったように思える。

最も気になったのは、主人公・弓成記者の勤める毎朝新聞編集局の描かれ方である。全国紙の編集局に、販売部長がしばしば顔を出し、新聞紙面の内容について嫌みを言えるほど、編集局はその局員以外に開かれているだろうか。裏を返せば、それは「編集の独立」という問題とも直結する。もちろん、建前かどうかはさておくとしてではあるが。新聞社に内在する記者と他の社員との階級制や、それを支えてきた企業風土といったものをも描き切ることによってこそ、あの当時の日本の新聞界が一丸となってこの問題に向き合い、なぜ腰砕けになっていったのかを示せたのではなかろうか。

いずれにしても、新聞社という独特の企業空間を脚本で十分に描き切るには至らず、加えて、詳細な点について詰めの甘さがドラマ全体の薄さ、ひいては、のっぺりとしたジャーナリスト像を見せ付けることになってしまったように感ずる。ただそのような編集局や新聞記者の実態と、ドラマが描く新聞社や新聞記者とのズレを、単にこのドラマの脚本家や演出家の能力に帰するつもりはない。それよりも、新聞社の内部や新聞記者にほとんど触れることなく生活している一般の読者、視聴者にとって、新聞記者たちの寄りどころとも言うべき「ジャーナリズムの精神性」といったものが、ひと頃よりも輝きを失っているからに他ならない。

原作から離れた「沖縄」

個人的には、沖縄の本土復帰40周年に当たる今年放送されるこのドラマで、沖縄の人々の思いをどれだけ描き切ることができるかが、このドラマの評価を決めると思っていた。

沖縄密約事件は、沖縄返還交渉を取材する過程で起こった事件ではあるが、当事者である沖縄は日米両政府に翻弄（ほんろう）され続けた。普天間米軍基地移転問題を見ても分かる通り、本土復帰から40年を経ても、なお、翻弄され続けているといった方が正確である。

ドラマ「運命の人」の最終回は放送時間を倍に拡大し、記者を辞した主人公が沖縄に移り住むことで、「沖縄」に真正面から触れ、沖縄に癒やされていくことで終わる。この沖縄を舞台にした部分は、原作に比較的忠実だったこれまでのストーリー展開から離れ、独自色の強いものとなっていた。本土メディアをことさら「悪役」とした作りには違和感があったものの、中央と沖縄との感覚の違いはそれなりに描かれていた。ちなみにこの回の視聴率は持ち直し、関東地区で14・1％だったという。

（音　好宏＝上智大学教授）

日記で読む昭和史⑩

文士たちの太平洋戦争

米英との開戦と真珠湾攻撃の戦果に、作家のほとんどが感動し興奮した。天皇の宣戦の大詔をラジオで聞き、獅子文六は「涙がこぼれた」、太宰治も「涙が出て困った」。伊藤整はラジオで軍歌「敵は幾万ありとても」を耳にし「わくわくして涙ぐんでくる」と記した。長与善郎は「我らの頭上に暗雲のごとく蔽いかぶさっていた重苦しい憂鬱は雲散霧消した」、上林暁も「なんだかカラッとした気分」になったと書いている。

清沢洌は『暗黒日記』1943（昭和18）年2月10日に、作家正宗白鳥、哲学者三木清が「文士は駄目だ」と口をそろえていたと書いている。正宗は、菊池寛（作家、文芸春秋社長）が「ここ三、四年の辛抱で米英を撃砕すると、まるでいい気持になっていた」と言い、「生活のためだから、彼等の立場に同情はする。しかし、それだけのもので尊敬はしない」。三木は「彼等の観るのは感情的側面だけだ。話題は沢山あるが、なにもつかんでいない」と批判した。

「我々は白人の第一級者と戦う外、世界一流人の自覚に立てない宿命を持っている」（伊藤整）

「記憶せよ十二月八日　この日世界の歴史あらたまる　アングロサクソンの主権　この日東亜の陸と海とに否定される―」（詩人高村光太郎）

「ああその恫喝　ああその示威　ああその経済封鎖　ああそのABCD線　笑うべし　脂肪過多デモクラシー大統領―」（詩人三好達治）

「何なれや心おごれる老大の耄碌国を撃ちてしやまん」（歌人斎藤茂吉）

これらは強制されて書いたものではない。作家に限らず詩人、歌人とも太平洋戦争の前途に不安や懸念も抱かず単純に「聖戦」と信じた。その無邪気さには驚く。日中戦争が4年以上に及び、その上の対米開戦である。戦争に対する深い洞察は見当たらず、三木が指摘したように、感情と気分だけである。

こうした文芸人たちは、内閣情報局が42年5月26日創設する日本文学報国会に集約される。報国会は「国策」、つまり戦争の「周知徹底、宣伝普及に挺身」することを目的に創設された。会合は菊池が議長となり、役員人事は情報局が指名した。だが、このとき肝心の会長は空席だった。『斎藤茂吉日記』の記述。この初会合の3日前、斎藤は情報局の意向を受けて「幸田先生ヲ訪ネ会長ノ件ヲ依頼ス。先生、コトワラレル」とある。

幸田先生とは文豪・幸田露伴。露伴も開戦に涙したが、歓喜した作家とは全く違った。二女・幸田文の証言によると、露伴は「まだ咲かないこれからの男の子なんだ。それがあの暁の暗い空に冷や酒一杯で、この世とも日本とも別れて、遠い所へ行ったんだ。なんといっていいか分からないじゃないか」と涙をこぼした。露伴が引き受けるわけがなく、結局、文学とは関係ない徳富蘇峰が大日本言論報国会会長と兼務となった。

伊藤の日記によると、文学報国会の会員は約4千人。だがこれを相手にせず、入会を拒否した作家もわずかながらいた。徳富や菊池を徹底的に嫌った永井荷風、それに内田百閒である。百閒は日記『東京焼盡』の45年5月18日に「文士が政治の残肴に鼻をすりつけて嗅ぎ廻っている様な団体」と理由を書いている。戦後、芸術院会員に推薦され拒否したのと同じような硬骨漢ぶりである。

作家の中野重治は『敗戦前日記』の42年2月16日に「文藝春秋社に行く」と記したが、菊池には会えなかった。共産党からの転向を条件に出獄し保護観察の身だった中野は、報国会への入会を情報局に顔が利く菊池にとりなしてもらうつもりだった。非会員では新聞、雑誌に執筆できなくなるというわさが広まっていた。中野は翌日、菊池に手紙で依頼し、発足時からの会員となる。戦後は共産党に復党し参院議員となっている。

大仏次郎の『敗戦日記』45年8月23日の記述が面白い。「文学報国会に対し情報局の係より、これから米国側の註文で働いて貰うことになるやも知れずの挨拶ありしと」。これに対し大仏は「対敵憎悪昂揚とか何かの指令がこう無節操に変わるのである」「官吏とはかかるものかの感深し」と記している。

（国分　俊英＝共同通信社社友）

海○外○情○報

米国人の91%がネット検索
ユーザーの志向追跡を懸念

グーグルやヤフーを代表とするインターネット検索サイト、いわゆる「サーチエンジン」（SE）はネット上に公開されている情報をキーワードによって瞬時に検索してくれるため、今ではパソコンやスマートフォンのユーザーにとって便利で欠かせない存在となっている。しかし、その一方でユーザーのプライバシー保護に関わる懸念も依然として存在しているようである。

米国内外のさまざまな社会的問題・課題に対する反応を調査したり、メディア報道内容・傾向分析を実施したりしている非営利のピュー・リサーチ・センター（PRC）は、「サーチエンジンの利用実態」を調査し、3月9日に公開した。それによると、多くの利用者が検索サーチエンジンのパフォーマンス向上に満足していると回答したが、他方で利用者の多くは、個人的な検索履歴情報やユーザーの志向を追跡できる「広告用トラッキングクッキー」の活用に否定的な考えを持っていることが明らかになった。

PRCが実施した今回の調査は「インターネットとアメリカ人生活調査」と題して2012年1月20日から2月19日までの間、全米の2253人（18歳以上）を対象に実施された。それによると、インターネットにアクセスする際、検索目的でSEを利用すること、つまり「ネット検索」することについて全体の91%が「利用している」と回答。10年前の02年調査が52%だったことを考えると、SE検索はネット利用の定番的な情報行動となってきたことが分かる。

使用頻度についても、04年には30%が常時利用するとしたのに対し、12年では倍の59%が常時利用すると回答しており、現代米国人の日常においてネット検索が生活の一部になってきていることが分かる。

また、インターネットをどのような目的で利用しているかを聞いたところ、①メール送受信（92%）と②ネット検索（91%）が圧倒的で、これに③ソーシャルネットワークへのアクセス（65%）が続いた。インターネットへのアクセス目的が電子メールという個人的なメッセージの送受信をメーンとする時代は過ぎ去り、利用者がSEを通じて積極的に情報へアクセスする時代になったことを物語っている。

どのSEをよく利用するかを聞いたところ、①グーグル（83%）②ヤフー（6%）③その他（6%）④無回答（8%）――となり、グーグルが圧倒的な強さを示した。8年前の04年調査では、SE大手2社の検索利用勢力図はグーグル47%、ヤフー26%だったことを見ると、グーグルが急速にシェアを拡大してきたことが分かる。

SEに対する利用者の信頼も急速に高まっている。SEからの情報は「中立・公正か」という問いに対し、利用者の66%がこれを肯定し、否定したのは2割程度だった。

またSEで得た情報が「正確で信頼できるか」の問いには、28%が「全面的に信頼できる」、45%が「ほとんど信頼できる」、22%が「ある程度信頼できる」と回答した。

SEへの印象で特徴的なのは世代間の差である。18から19歳層ではSEの検索結果に対して72%が中立・公正と考えているのに対し、30から49歳層で65%、50から64歳層では67%、65歳以上層で54%となり、若者世代が高い評価を与えている。SE情報の正確性・信頼性については男女差が見られ、女性（76%）の方が男性（69%）よりも高い値を示している。

最後にSEで何を検索したかなどの情報を集め、個人の好みや行動に応じたサービスを提供することについてどう思うかを聞いたところ、65%が「よくない」、29%が「よい」ことだと回答した。グーグルは3月1日、SEを利用したそれぞれの好みに合うカスタマイズされた情報を提供するための新たな個人情報保護方針を導入すると発表したが、SE利用者の間ではネットへの信頼向上の裏側で、プライバシー侵害や個人情報の流出への懸念が依然として根強く、PRC調査でもこの点が如実に表れる結果となった。

（金山　勉＝立命館大学教授）

●特派員リレー報告（4）

チャベス氏の容体に戦々恐々の中南米左派政権
治安悪化のベネズエラ、大統領選の行方は？

共同通信社リオデジャネイロ支局長　遠藤幹宜（もとのぶ）

「南米の強盗は拳銃で脅すんじゃない。まず殺してから財布を探すんだ」。取材で各地の街を歩いていると、散々聞かされてきた脅し文句を思い出しては身を引き締める。

支局のあるブラジル・リオデジャネイロは治安の悪さで有名だ。着任して1年余りの間、行きつけの和食店に5人組の拳銃強盗が押し入って客の貴重品が根こそぎ奪われ、支局が入居するビルの前で日本人駐在員の車が銃を持った3人組に襲われた。日本総領事館近くでも銀行や通行人を対象とした強盗事件が多発している。

これらはいずれも「治安が良い」とされる地域の出来事だ。地元の知人たちに尋ねると、誰しも一度や二度は強盗や泥棒に遭遇した経験がある。2014年のサッカー・ワールドカップ（W杯）と16年の五輪時には、まず間違いなく、日本人観光客にも被害者が出るだろう。

ただこれでも、資源や食糧の価格高騰に伴って経済成長が進むブラジルやペルー、コロンビアなど南米各国の繁華街では、以前に比べて治安が格段に良くなったといわれる。確かにリオでは殺人件数は少しずつ減っている。雇用が増えているのに加え、W杯と五輪を控え、警察が麻薬組織掃討と銃器押収を続けているためだ。

殺人被害者は1日に53人

その中にあって、「21世紀の社会主義」を掲げるウゴ・チャベス大統領が約13年間にわたって指揮を執るベネズエラの治安は悪化の一途をたどっている。同国の人権団体「ベネズエラ暴力監視」の調査結果によると、昨年1年間の殺人被害者数は過去最悪の1万9336人で、チャベス氏が大統領に就任した1999年の4550人に比べて4倍以上に増えた。同国の人口は約3千万人。1500人に1人が殺人被害者で、1日当たり53人が殺害された計算となる。

富裕層や外国人を拉致して拳銃で脅し、現金自動預払機（ATM）で預金を引き出させる「特急誘拐」と呼ばれる手口も横行。昨年表面化しただけでもメキシコの大使やチリの領事、一時帰国したベネズエラ出身の米大リーガーが被害に遭った。警官の汚職も深刻で、武器の取り締まりが行われないまま、犯罪組織が野放しになっている。

チャベス氏は就任以来、豊富な石油資源を財源に貧困対策を進め、欧米に対する口さがない発言で内外の注目を集めてきた。国連総会でブッシュ米大統領（当時）の後に演台に立ち「悪魔のにおいがする」と語ったことや、イベロアメリカ首脳会議でしゃべり過ぎてスペイン国王に「黙れ」と一喝されたことは、ご記憶にあるかと思う。米国に煙たがられる一方で、周辺の左派政権に原油を安値で譲渡したり、中東の反米強権国家に支援を行ったりしてシンパ拡大に努めてきた。

国内では教育無償化、貧困層向け住宅建設、大規模農地の収用と貧農への分配、企業国有化、生活必需品の価格統制、車を満タンにしても1ドル程度の激安ガソリン価格など多岐にわたる貧困対策を進め、貧困層からの人気は絶大だ。

激安ガソリンで貧困層に人気

標高約900メートルにある首都カラカスに行くためには、カリブ海に面した国際空港からタクシーで坂道を一気に上る。借金して中古車さえ入手すれば、ただ同然のガソリンで誰でも営業できるため、タクシー運転手には貧困層出身者が多い。

政治家の汚職も深刻で、インフラ整備に金が回らないためか渋滞は慢性化。カラカスに行くたびに、冷房の壊れた車内で粘り着くような暑さと湿気に汗をびっしょりかきながら、チャベス氏への賛辞を延々と聞かされることになる。「生活が安

定した」「子どもが学校に行ける」「毎日まともな食事が食べられる」……

　盆地にあるカラカス、周囲の山肌には好き勝手に小屋が建てられたスラム街がびっしりと張り付いており、外国人はおろか住民以外が足を踏み入れることはほとんどない。治安悪化に水を向けると、運転手からは決まって同じ答えが返ってくる。「チャベスは悪くない。周りの政治家や役人が悪いんだ」。まるで、カルト教団指導者に対する信者の信奉ぶりのようだ。

　ベネズエラも周辺国同様に資源価格高騰の恩恵を受けてきたはずなのだが、リーマン・ショックの影響が残っていた10年の経済成長率はマイナス1・5％。早々に悪影響を脱却したブラジルの7・5％やペルーの8・8％に比べると歴然としている。国家収入の9割を占める石油産業を次々と国有化した後、設備保守や開発に金が回らなくなり、生産が停滞しているためだとされる。隣国コロンビアへの優秀な技術者流出も顕著だ。

　でもチャベス氏の支持率が5割を下回ることはあまりない。富裕層を中心とした反チャベス派の反発は大きいが、恩恵を受けた貧困層の数が多いからだ。その人気を背景に国民投票で憲法を改正し、大統領の再選禁止を撤廃。今年10月の大統領選で4選を果たすのは間違いなさそうだった。

がん摘出で4選に逆風

　ところが、「41年まで大統領をやる」と気を吐いていたチャベス氏に突然、逆風が吹き始める。昨年6月に、がん摘出を告白。骨盤付近で野球ボール大の腫瘍を摘出したという以外に公式発表はなく、肝臓に転移したとか、鎮痛剤の影響による腎不全で救急搬送された……など、さまざまな臆測が飛び交った。

　ブラジルのルセフ大統領やパラグアイのルゴ大統領らのがんを完治させ、南米随一のがん治療実績を誇るブラジル・サンパウロの病院の誘いを断り、秘密保持が比較的容易なキューバで治療を受け続けるチャベス氏。顔や体がパンパンにむくんでいるのは、ステロイドなど鎮痛剤の影響だとする見方が広まり、診察したロシア人医師の情報などとして余命1年以下だとする報道が飛び交う。

　57歳のチャベス氏は「妄言だ」「米国の陰謀だ」などとかわしてきたが、2月に入って同じ部位で直径2㌢大の腫瘍が見つかったと発表。またもやキューバで切除手術を受けた。腫瘍は悪性で「転移ではない」と表明、放射線治療を続けている。

　チャベス氏のがんに一番衝撃を受けたのは、59年の革命以来、キューバの共産主義体制を堅持してきたカストロ兄弟に違いない。

　砂糖輸出に依存するキューバ経済は外国からの支援が不可欠。ソ連崩壊で後ろ盾を失い、ロシアからの支援も減った後、救世主のように現れたのがチャベス氏だった。チャベス政権誕生後、中南米諸国ではボリビア、エクアドル、ニカラグアで次々と急進左派政権が誕生。ブラジルやアルゼンチン、ペルー、ウルグアイ、パラグアイなどでも穏健左派政権が発足し、かつて米国の支援により軍事政権だらけだった大陸は一気に左傾化した。

　チャベス氏はフィデル・カストロ前国家評議会議長を神のようにたたえ、キューバ支援に力を注いだ。チャベス氏は05年、経済力のない中米カリブ諸国に原油を安価で提供する「ペトロカリベ」を設立。南米の友好国にも優遇条件で供給してきた。盟友のエクアドルのコレア大統領やボリビアのモラレス大統領の選挙では、ベネズエラから選挙資金が送られているといわれており、産油国ベネズエラの資源に依存してきた政権は多い。

　ところが、チャベス氏の健康不安で、これらの国々の将来に暗雲が立ち込めている。キューバはチャベス氏の治療のため最高の医療チームを用意する一方で、「チャベス後」を見据え、海底油田開発を急ぐとともに市場経済の段階的導入を進め

中南米33カ国による「中南米カリブ海諸国共同体」の首脳会合で、キューバのラウル・カストロ国家評議会議長（右）と設立を喜ぶチャベス大統領（左）＝2011年12月２日（筆者撮影）

ている。南米最貧国のボリビアではモラレス大統領の出身母体でもある先住民のデモが多発しており、モラレス氏の人気低下が著しい。

強敵カプリレス氏と一騎打ち

チャベス氏は4選に向けて出馬する意欲を繰り返し強調。2月の野党統一候補選出予備選挙では、カラカス首都圏の一部を管轄する中部ミランダ州知事のエンリケ・カプリレス氏が圧勝した。チャベス氏が無事出馬できれば、事実上の一騎打ちになることが決まっている。

カプリレス氏は39歳と若い割には政治経験が豊富。26歳のとき史上最年少で国会議長を務めたことがあり、トレードマークの野球帽に甘いマスクを持つ独身に対し、好感を持つ国民は多い。

カプリレス氏の主張を一言で表すならば「ルラ型」だ。ブラジルだけでなく中南米全域で高い人気を誇るルラ・ブラジル前大統領は在職中（02年～09年末）、チャベス氏のような極端な社会主義的政策を取ることなく、ブラジルに経済成長を実現させた一方、ボルサ・ファミリア（家族手当）を極貧層に支給するなど貧困対策を進め、退任後も支持率は8割を超える。

同じく「ルラ型」を掲げたペルーのウマラ大統領が昨年4月の大統領選決選投票で、フジモリ元大統領の長女ケイコ氏を僅差で破ったのは記憶に新しい。05年の大統領選でも決選投票に進んだウマラ氏は、チャベス氏との深い関係から急進左派とみられたため惨敗。昨年の選挙では選挙戦終盤に米国との協調姿勢を打ち出すなど穏健的姿勢に転換し、ケイコ氏を退けた。昨年7月の就任後もチャベス氏に再接近することなく、主要産業の銅鉱山開発を推進し経済成長を継続。支持率は6割前後を維持している。

中南米では今、一時隆盛を誇ったチャベス氏ら急進左派の勢いが、経済成長という現実路線を取る穏健左派に明らかに押されている。チャベス氏の盟友、コレア大統領が再選を目指すエクアドルや、前回の大統領選で左派の元司教ルゴ氏が約60年ぶりに右派政党長期支配を打ち破ったパラグアイでは、来年早々に大統領選が行われる予定だ。

チャベス氏が病気を克服できるかどうかは分からないが、健康不安が続けば激戦は必至だ。チャベス派がカプリレス氏の勢いを恐れているのは間違いない。カプリレス氏が遊説に出ると、チャベス派とみられる暴徒が聴衆側に向けて銃を乱射するなど、脅迫を繰り返す事態に発展している。

ベネズエラの首都カラカスのスラム街（筆者撮影）

急進左派政権のドミノ倒しも

チャベス氏が今年10月に4選を果たせなければ、盟友たちに対する選挙支援はなくなる。石油提供の優遇措置も止まる可能性が高く、チャベス氏と関係が深い国々に生じる影響は計り知れない。急進左派政権がドミノ倒しのように終息を迎える可能性も否定できない。

資源や食料生産が豊富な南米は、明治時代末期から戦後まで続いた移民を先祖に持つ日系人もブラジルやペルー、アルゼンチンを中心に多いことから、日本企業にとっては商売しやすい大陸だった。ところが、チャベス氏の登場後、ベネズエラやエクアドル、ボリビアなど急進左派政権各国の日本企業関係者からは「いつ国有化されるか分からないから、新しい商売ができない」との嘆きが漏れ続けている。

日本経済の停滞、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）による国内農業継続への懸念、そして東日本大震災を受け、将来性の豊かな中南米諸国に移民を考える日本人が増えている。パラグアイでの大豆農場経営を視野に、現地視察に訪れた男性は「日本では雇用がなく、起業しても将来が不安。南米は定着するまで大変だろうが、子どもたちに残せるものができると思う」と話す。資源と食料の増産余力を抱え、日系社会が既に存在する南米諸国と日本との関係は「死活的に重要」（日本外交官）なものとなる。

韓国の海賊版販売でけんか両成敗

マスメディア関連の裁判を見る（56）

（東京地裁（平成20年（ワ）第20337号損害賠償請求事件）
（同（ワ）第29362号謝罪広告掲載等反訴請求事件））

佐藤英雄

38度線を越えて南に侵攻した「朝鮮戦争」は北朝鮮が仕掛けたことを米国・国立公文書館所蔵の公文書で明らかにした書籍が勝手にハングルに翻訳、販売されたとして、編著者が書店らを訴えた事件。東京地裁（阿部正幸裁判長）は平成24年1月31日、販売した書店らに著作権の譲渡権侵害などで30万円の損害賠償を言い渡したが、被告らも名誉毀損（きそん）で原告を訴え、計66万円の損害賠償を勝ち取るなど「けんか両成敗」の判決となった。

選択に3年かけた北朝鮮の極秘文書

原告のAさん（東京都府中市在住）は、ジャーナリストでノンフィクション作家。『北朝鮮に消えた友と私の物語』（文芸春秋刊）で第30回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞している。

原告は平成元年ごろ、誰もなし得なかった北朝鮮の資料を分析することで、朝鮮戦争の真実を明らかにすることができないかと考え、同年暮れから約3年間、米国に滞在して公文書館に通い、朝鮮戦争の末期に平壌で米軍が駐屯中に押収した北朝鮮内で発行の膨大な文書を閲覧し、平成5年に『朝鮮戦争〜金日成とマッカーサーの陰謀』（文芸春秋刊）を刊行した。この著書の評判が良かったことから、同戦争を主導したのは南北朝鮮のどちらが先かを明らかにするため、同公文書の中から特定のページを選択し、さらに他の研究者らから提供された数点を加え、『米国国立公文書館所蔵北朝鮮の極秘文書』（全3巻、夏の書房刊）を発行した。

原告が出版した2年後、被告（反訴原告）の（株）高麗書林（東京都千代田区）が『美国・国立公文書館所蔵　北韓解放直後極秘資料』（全巻、奥付による発行所はソウル市東大門区の高麗書林）を発売（以下、これを「韓国書籍」という）した。原告はこれを複製権、翻案権、譲渡権と氏名表示権、同一性保持権侵害などとして、同社と当時の代表取締役で現会長のBさんらに損害賠償を請求した。

一方、被告の高麗書林らは、原告が執筆し、日刊・大阪日日新聞（平成20年7月22日付）の連載特集「澪標（みおつくし）」に掲載した新聞記事と京都府内の大学で開かれた朝鮮史研究会45回大会の会場などで来場者に配布した「高麗書林の海賊版ぼくめつニュース」などのビラで、名誉と信用が毀損されたとして、大阪日日新聞に謝罪広告の掲載と損害賠償を求めた。

原告は著作権を主張、被告は製作を否定

争点は、原告書籍の収録文書は編集著作物か、韓国書籍の解説は原告書籍を翻案したものかなど本訴、反訴を合わせて12件に及んだ。この中で原告は――

①上巻の副題は「ソ連占領下の北朝鮮と朝鮮共産党」で、ソ連軍と金日成が北朝鮮をソ連の衛星国につくり上げていく過程を示す文書を集め、4分野に分けて収録した。中巻は副題が「朝鮮戦争を準備する北朝鮮」で、昭和25年6月25日に38度線全戦線にわたり7個師団の大兵力で韓国に攻め込む文書を集め、これを4分野に分けて収録した。下巻の副題は「南進から平壌陥落まで」で、これを分野に分けて収録した。これらの資料は、平壌陥落が目前に迫り、動転した金日成が発した「戦場を離脱する者は職位のいかんを問わず射殺せよ」と命令する文書なども含まれている。これは、「素材の選択および配列に創作性を有する編集著作物」に当たる。

②韓国書籍収録文書と原告書籍収録文書とは、資料の内容と掲載順序が同じである。韓国書籍の解説はハングルで書かれ、一部が削除されているが削除した量はわずかである。また、原告書籍の

著者名の記載もない。被告らはソウルにある同名の会社（以下、韓国高麗書林という）と共謀の上製作したもので、原告の著作権（複製権、翻案権）と著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）を侵害したことによる不法行為による損害賠償責任を負う――などと主張。さらに

①被告が反訴した新聞記事とビラについては、内容は真実であり、被告の著作権侵害行為を指摘・弾劾するとともに、このような行為が横行することに警鐘を鳴らすものであるから、その目的は専ら公益を図ることにあった。従って、原告の上記行為に違法性はない――などと反論した。

一方の被告は、①米軍押収文書をまとめて出版するアイデアは、原告独自のものではない。同文書に係る秘密文書指定は、昭和52年2月14日に解除されており、韓国の国史編さん委員会は同資料を調査し、昭和57年以後、「北韓関係資料」として順次刊行し、原告書籍が発行された平成8年2月までに22巻までの発行が終わっていた。

②被告会社は、かって韓国高麗書林と取引があったが平成元年に関係が断絶した後、一切取引関係がなく、韓国書籍の製作に関与したこともない――などと反論した。

資料の選択と配列に創作性がある

裁判所は、原告書籍の著作物性を認め、名誉毀損は反訴原告の主張を認めた。主な判断（要旨）は次の通り。

「原告書籍収録文書は、単に米軍押収文書を時系列に従って並べたり、既に分類されていたものの中から特定の項目のものを選択したりしたというものではなく、原告が未整理の状態で保存されていた160万ページにも及ぶ米軍押収文書の中から、南北朝鮮のどちらが先に朝鮮戦争を仕掛け、戦争を主導したかを明らかにする文書という一定の視点から約1500ページ分を選択し、これを原告の設定したテーマごとに分類して配列したものといえる。従って、原告書籍収録文書は、全体として素材たる原資料の『選択』および『配列』に編者の個性が現れていると認められるものであり、編集著作物に当たる」

これに対し「被告らは、創作性があるとはいえないと主張し、その根拠として、原告書籍より先に刊行された『北韓関係資料集』に収録されている資料の中に、原告書籍収録文書と同じ資料が少なからず存在することなどを挙げる。しかしながら、『北韓関係資料集』と原告書籍とは、米軍押収文書の中から編者が選択した資料を掲載している点では同じであるもの、双方の文書に共通するのは、原告書籍収録文書全体の1割にも満たないものであり、『北韓関係資料集』の収録文書全体に占める割合は、さらに低いものであって、両書籍における資料の選択および配列の仕方には、共通点が乏しい。また、原告書籍収録文書における素材の選択および配列がありふれたものであることを認めるに足りる証拠はない。従って、被告らの主張を採用することはできない」

被告らは著作権の譲渡権侵害で過失あり

「韓国書籍収録文書およびそれらの資料の掲載順序は、原告書籍収録文書と同じである。また、韓国書籍解説は、原告書籍解説の一部が削除されているほかは、原告書籍解説をハングルに翻訳したものと同じである。さらに、上記削除部分が原告書籍解説全体に占める割合はわずかなものであると認められる。これらの事実を考慮すると、韓国書籍解説は、原告書籍解説に依拠して作成されたものと推認することができ、かつ、韓国書籍解説は、原告書籍解説の表現上の本質的な特徴を維持しながら、表記を日本語から韓国語に翻訳する変更を加えたものであり、原告書籍解説を翻案したものであるということができる」

「被告Bないし被告高麗書林は、出版を業として営む者として、原告から原告書籍を借り受けるなどして原告書籍の内容と韓国書籍の内容とを対照すれば、韓国書籍収録文書が原告書籍収録文書を複製したものであること、および韓国書籍解説が原告書籍解説を翻案したものであることを認識し得たにもかかわらず、このような調査を行うことなく、その後も韓国書籍を販売したものであるから」「原告の著作権（譲渡権）侵害について、被告高麗書林および被告Bに過失があった」とした。

ビラなどは事実と断定できない内容

判決は一方、「日本で発行された書籍の無断複製本を韓国で製作するに当たっては、日本の書籍の存在およびその内容を知り、複製用に書籍を入手する必要があるものの、このような情報および書籍の入手等の作業は、必ずしも被告Bの助けがなくても可能であること、韓国書籍解説において、原告書籍解説を改変し原著者等の名前を削る作業も、必ずしも被告Bでなければできないものではなく、日本語を韓国語に翻訳する能力を有する者であれば特殊な能力がなくても可能であると考えられること、などを併せ考慮すれば、被告らが韓国高麗書林と共謀して韓国書籍を製作したことについては、これを認めるに足りない」とした。

また、原告が（大阪日日新聞社に掲載した）記事や（研究会等で配布した）ビラは、「被告両名が韓国高麗書林と共謀ないし共同して韓国において原告書籍の海賊版を製作していることなどの内容が断定的に記載されているところ、これらの事実を認めるに足りる証拠はない。また、被告両名が韓国高麗書林と共謀して韓国書籍を製作した疑いがあることは否定できないものの、原告において被告両名が韓国高麗書林と共謀して韓国書籍を製作したことを断定的に記載することができるほど、同事実があったと信ずるに足る根拠資料があったと認めるに足る証拠はない。従って、原告において、被告両名が韓国高麗書林と共謀して韓国書籍を製作したと信ずるについて相当な理由が存在したとまで認めることは困難である。また、本件新聞記事および本件ビラ等に書かれているその他の事実についても、原告においてその内容が真実であると信ずるについて相当な理由があったと認めるに足りる証拠はない」と原告の主張を退けた。

著作権侵害の賠償請求には時効もある

【後書き】『北朝鮮の極秘文書』の韓国版は、誰が指示して、どこで印刷・発行したのか。

原告は平成14年4月初めごろ、高麗書林発行の韓国書籍の存在を知り、同書林の店舗に原告書籍を持参して照合、居合わせたBさんに確認を求めた。

詳しいことは分からず、「不二出版社第2事件」（平成21年2月27日東京地裁判決）で、「特高警察関係資料集成」など誌の海賊版を印刷、発行したとされた韓国高麗書林が関わったのではないかと追及した。当時、高麗書林と韓国高麗書林は経営者が兄弟という関係にあったが、被告は「今は関係がない」と否定した。

判決は、「韓国書籍の製作について韓国高麗書林と共謀しまたは、ほう助したとの疑いがあることは否定できない」としたものの、「原告の主張を裏付ける直接証拠は存在しない」と、決着が付かなかった。

被告は、一方で「消滅時効」を主張した。個人の著作権は、わが国の保護期間は著作者の死後50年だが、不法行為による損害賠償の請求権は、「加害者ヲ知リタル時ヨリ年間デ消滅スル」（民法724条）と定めている。前記のように、原告は平成14年4月初めには韓国書籍が複製であることを知って高麗書林を訪問しているので、本件訴訟が提起された平成20年には「消滅時効は完成しているはず」というのだ。

裁判所は、原告がその後も「高麗書林が漫然と販売を続けることを認識していたとは認め難い」と退けている。

この「消滅時効」は、被害者または法廷代理人が、損害および加害者を知った時から年間で時効となり、その行為の時より20年を経過した時も時効は成立する。時効の期間が短い理由は①時の経過により証拠を挙げるのが困難②被害者の感情も薄らぐ③権利の上に眠る者の権利は消滅してもやむを得ない――などの理由によるとされる。

損害賠償額は、被告（反訴原告）の方が原告（反訴被告）の2倍で高額だった。最近は名誉毀損の賠償額が高いので、驚くほどではない。大阪日日新聞の記事は「名誉と正義のために勝訴」とする見出しで、「海賊版業者はやり放題」、ビラは「うそいつわりをまき散らし金もうけに走る高麗書林の云々（うんぬん）」などと、自身が係争中の裁判相手を攻撃したのはまずかった。この名誉毀損（723条）も不法行為の規定である。

（朝日新聞社社友）

書評

『新聞統合　戦時期におけるメディアと国家』

里見脩（しゅう）著（勁草書房＝7000円　税別）

全国紙、ブロック紙、一県一紙の地方紙という現在の新聞社の配置は、日本の地理的経済的条件からすれば、極めて自然のように見える。だが、これは長い競争と淘汰（とうた）を経て生まれたものではない。国家の政策によって人工的につくり出されたものなのである。その政策とは、総力戦体制構築の一環としてメディアを再編成しようとする政策で、新聞統合と呼ばれていた。戦時中のメディアの仕組みが、現在まで続いていること自体が奇妙といえば奇妙だが、そこに現在のメディアの仕組みとは何かを考える大きなヒントが伏在している。

取りあえず「国家の政策」だったと言ったのだが、そもそも、それが国家の一貫した政策であったのかどうかが問題なのである。確かに新聞統合体制を律する新聞事業令という勅令が授権法である国家総動員法に基づいて1941年12月に出されるのだが、その時までには新聞社の統合は既に相当程度進行していた。勅令に既成事実の総仕上げという意味はあっても、その実施によって新聞社の統合が行われたのではない。新聞事業令が出される以前に多くの新聞社は、タテマエ的には自主的に合併を行っていたのである。戦後になって、それは決して自主的だったのではなく、国家の統制だったのだと説明されるようになったが、いくら無言の、あるいは隠微な圧力があったとしても、自主独立を標榜（ひょうぼう）する新聞社が何の法的根拠もない圧力に、やすやすと従ったことも奇妙なのである。

このように新聞統合は現在の新聞社配置をつくり出したことは分かっていても、雪崩を打ったような新聞社合併が、なぜ、どのように進行したのかなど、その実態はこれまでほとんど明らかにされてこなかった。里見脩氏の本書は新聞統合の実態に正面から取り組んだ意欲的な研究である。

里見氏の研究は幾つかの優れた独自の視角を持っているが、第一は新聞社を国家の強権によって弾圧された「被害者」とは見ず、国家の統制に能動的に参加し、それを担っていく主体としても見ようとしていることである。「戦時期の言論統制は、国家の『上からの統制』とメディアの『下からの能動的参加』という相互作用によって形成」されたと分析している。しかも、そうした「相互作用」の実態を、時期区分を立て、各地方のレベルにまで下りて綿密に論証したところが、里見氏の研究の第二の独自性である。

これまで地方における新聞統合については断片的にしか知られていなかったが、地方新聞社史や地方行政文書まで丹念に博捜し、実証的に明らかにした功績は大きい。さらに第三には、内務省、陸軍、情報局など官庁間の力関係、中央紙と地方紙など新聞社間の力関係、そしてそれら官庁側と新聞社側との関係など新聞統合を進めていく相互作用の動態を多層的に分析したことである。

この他にも里見氏は新たな知見を数多く発見し、これまで表面的な理解で済ませてきた新聞統合の全体像を明らかにした点で本書は画期的である。これによって30年代のメディアシステム、そして現在のメディアシステムについて深い洞察が可能になった。

ただ、今回の研究では意図的に視野の中心に置いていないのであろうが、メディアの内部構造についてもう一歩踏み込んだ分析があるとよかったであろう。すなわち報道それ自体の抱えた問題、経営それ自体の抱えた問題、そして報道と経営の関係などが照射できれば、メディアにとって総力戦体制が何だったのか、それと現在のメディア体制との構造的連関などについて一層明らかにできるはずだ。

それにしても、里見氏が本書全体を通じて論証した「メディアと国家の一体化」はメディアにとって重い問題であり、決して過去の問題ではない。本書は、歴史の研究であると同時に現代への問題提起となっている。

（有山　輝雄＝東京経済大学教授）

編集後記

▼「3・11」から1年。あの大きな悲劇を体験した日本に期待した変革はいま一体どこへ――という思いを多くの読者が抱かれていることでしょう。各国がいま日本を見つめる目も「よろめき続ける日本」（ニューヨーク・タイムズ紙）といったものです。

福島第1原発で一体何が起きたのか――東電、政府の事故調査・検証委員会、民間の独立検証委員会の三つの報告書を読んだ日本経済新聞ＯＢの科学ジャーナリストに分析を依頼しました。「大津波による全電源の喪失」が事故の主因と何とはなしの大方の受け止め方に、目からうろこの鋭い東電とメディア批判が盛り込まれています。

▼名古屋市の河村たかし市長が表敬訪問した姉妹都市、南京市の当局者に、旧日本軍による「南京大虐殺」について「通常の戦闘行為はあったが、南京事件はなかったと思っている」と発言し、物議を醸しています。

南京事件の犠牲者数について日本では諸説ありますが、中国では30万人が定説になっています。日本でもファンが多い中国の張芸謀（チャンイーモウ）監督がメガホンを取り、南京事件に題材を取った小説を映画化。昨年12月の封切り以来、中国各地で大ヒットし、反日ムードが高まっているさなかに、唐突に河村発言が飛び出しました。

この映画の中国名は『金陵十三釵』。金陵は南京、釵はかんざし。中国人女子学生が日本軍を逃れて米国人宣教師のいる教会に逃げ込み、その身代わりに売春婦13人が身をささげるという、ややくさい〝戦争美談〟です。原作者は米国在住の中国人で、夫は米国人。フィクションですから、この映画は米国内では「意図的過ぎる」との批判も実は浴びたそうですが、中国人若者の観客はまるで史実のように受け取り、反日のネット書き込みが急増中とか。

▼本号から全ページをカラー化しました。それに伴うレイアウトの変更などを今後、段階的に進めていきます。「読者の声」欄を新設しました。掲載原稿に対するご感想や疑問、弊誌に対するエールや「こんな原稿を読みたい」というご注文など、何でもお寄せください。読者⇔編集部⇔ライターの双方向作用による雑誌づくりを目指します。原則として字数６００字以内で実名、大まかな居住地、年齢を記載してください（保田）

読者の声

辺真一氏講演に抱く違和感

昨年12月号の辺真一氏による特別講演会記録「金正日政権中に日朝国交正常化を」拝読した。拉致問題や北朝鮮の強固な権力中枢に関する氏の詳細な事実把握には教えられたが、その解釈や予測については少なからず意見を異にするので、素人なりの私見を述べてみたい。

北朝鮮の軍部はちょうど戦前の日本の軍部に似てきていると思う。これだけ政治的権限を持った軍部というものは既得権を死守し、一層の増大を図るものだ。厄介なのは、軍部は政治的に解決できる問題を武力によって解決しようとし、それが最良の方策であると国内意見の統一を図ろうとすることだ。北朝鮮は米国から食糧援助を受けようとも、核やミサイルの開発を絶対に放棄するはずがなく、「米国と話つけば軍事費削減可能に」という辺氏の観測は実に危険な誤診であると思う。

氏の言説に抱く最大の違和感は、「歴史に学び、将来を見据えよ」という説教である。というのは、私と辺氏との間には歴史の解釈にズレがあるからである。氏は日韓も日中も経済交流が軌道に乗ってから「切っても切れない関係」を築くことに成功したという歴史を挙げ、北朝鮮ともまず経済交流に踏み切ることを提言する。しかし私は、政治や軍事を他国との合意を欺いてまで経済より優先させてきた北朝鮮への不信感こそが問題の本質だと思う。北朝鮮には特有の不安定要因が多々あり、経済交流に踏み切っても北朝鮮は武力を背景に他国を恫喝（どうかつ）し続けるだろうし、「ギブ・アンド・テーク」という理想図が北朝鮮の「テーク・アンド・テーク」に終わってしまう可能性も払拭（ふっしょく）できない。

（米オハイオ州、市石達郎68）

（5ページからの続きです）

今、四川省でおから建築の責任を追及する声はもう聞かれないという。党中央は優先的な補償と復旧を素早く約束して、まずは住民の不満を吸収。具体的な再建プロジェクトの進行とともに、おから建築批判と責任追及の声を次々に摘み取っていった。かくて、統治機構の犯した罪は見事に封印・消去された。

ほとんど同じことが3・11以後の日本で起きている。かねて耐震強度の不安がたびたび指摘されてきた老朽原発が、さして強くもない揺れで大破してしまった。東電と経産省が福島第1の11日間をいかに封印しようと、隠しようのない事実から、「耐震不安では札付きの老朽原発＝おから原発が起こした案の定の過酷事故」という図が浮かび上がってくる。事業者は地震への当然の備えを怠り、行政と学界はそれを制度的に正当化してきた。一党独裁のかの国の四川大地震の被害構造と全く同種の構造が、この日本にも存在している。

日本社会の知的衰弱の帰結

四川大地震はこう教えている。「権力の罪はいくら明白であっても、たやすく隠蔽・消去されてしまう。それも、復興や再建という大義名分の衣をまとって」。こんな教訓も残している。業者と行政機構が一体となった「手抜き」の構造を徹底解明しないと、癒着と不正の構造はそっくり温存されてしまう。手抜きを温存する仕組みを暴かない限り、結局は「元のもくあみ」に終わる。

世界で発生するM4以上の地震の4割がこの小さな日本列島周辺に集中する。しばしば「豆腐のように柔らかい」と称される日本の海岸線の地盤。そこに立地する原発の設計思想に、大地震への備え、大津波に対する科学的・合理的な「畏れ」が欠落している。

ひ弱な「おから原発」が、豆腐のように脆弱な地盤の上に54基も建っている。「豆腐の上のおから原発」を推進してきたのは「原子力ムラ」だけではない。地震学界や裁判所などが「サブシステム」として大きく貢献している。現実のリスクに目をつぶった不合理な耐震設計を、地震学者や裁判所が「妥当」だとして、司法と科学のお墨付きを与え続けた。

社会的な「権威」である裁判所や学界が、権力の暴走をチェックできずにいる。マスメディアの劣化と同様に、日本社会全体で進行する知的な衰弱、その必然的な帰結が福島第1原発事故かもしれない。その危うさについて筆者は、新潮社のWEBサイト「FORESIGHT」に、「原発と司法」という記事を載せている。ご一読いただければありがたい。

調査会だより

◎大震災委託研究の報告会開催

（公財）新聞通信調査会（長谷川和明理事長）は3月1日、東京都千代田区内幸町の日本記者クラブで東日本大震災・原発事故に関して行った委託研究の中間報告会「大震災・原発とメディアの役割～報道・論調の検証と展望」を開催、ほぼ満席となる約200人が出席した。詳細は「メディア展望」の臨時増刊号で紹介する。

◎講演会

（公財）新聞通信調査会は3月30日、東京都港区虎ノ門の通信社ライブラリーで講演会を開いた。講師は時事通信社経済部長の境克彦氏。演題は「どうなる東京電力～エネルギー政策の針路」だった。

◎理事会・評議員会

（公財）新聞通信調査会と（公財）同盟育成会は3月19日、理事会と評議員会を開催、平成24年度事業計画・収支予算などを原案通り決定した。

〔悲報〕石塚　博氏（いしづか・ひろし＝元株式会社共同通信社取締役総務局長）1月4日死去、87歳。自宅は東京都小金井市東町5の27の7。喪主は妻の園子（そのこ）さん。

定価150円　1年分1,500円（送料とも）
発行所　公益財団法人　新聞通信調査会
〒105-0001　東京都港区虎ノ門1－5－16（晩翠ビル）
☎03-3593-1081（代）
E-mali:chosakai@helen.ocn.ne.jp

いずれかの方法で購読代金を前払いしてください
◇郵便振替口座　00120－4－73467
（通信欄に購読開始月も記入してください）
◇ゆうちょ銀行　〇一九　店　当座　0073467
（振り込む際、必ず上記アドレスにお名前、郵便番号、住所、電話番号、購読開始月を連絡ください）

印刷所　株式会社　太平印刷社
©新聞通信調査会2012